

## 国土交通省独立行政法人評価委員会

### 第8回自動車検査分科会

平成19年7月13日

【国土交通省】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより国土交通省独立行政法人評価委員会第8回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、本日の分科会ですけれども、来生委員、石津委員、島田臨時委員がご都合により欠席されておりますが、委員7名中4名のご出席となっておりますので、過半数を超えて定数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の出席者につきましては、恐縮ですが、お手元に席次表がございますので、そちらでご確認をいただきたいと思っております。

本日事務局の進行をさせていただきます、技術企画課の酒井と申します。よろしく願いいたします。

それでは、次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は資料が多くございますが、まず目の前に置いてございます、主に使用させていただきます資料を説明します。

まず最初に議事次第がございます。その2枚目ですが、分科会の委員名簿、その次が本日の出席者の委員名簿、その下に席次表となっております。

その次に、資料番号がついているものになりまして、資料8-1といたしまして18年度の財務諸表、資料8-2といたしまして18年度の業務実績報告書、資料8-3といたしまして、A3のものになりますが、18年度の評価調書案、資料8-4といたしまして、中期目標に係る業務実績報告書、資料8-5といたしまして、A3の大きさになりますが、中期目標の評価調書案、その次が資料8-6となりますが、こちらはこれまでの評価の一覧となっております。A4のものになります。

それ以降は参考資料になりますが、参考資料8-1といたしまして、業務実績評価に関する基本方針、参考資料8-2といたしまして、中期目標期間の評価のポイント、参考資料8-3といたしまして、先ほどの基本方針の判断基準に係る指針について、参考資料8

－４といたしまして、評価委員会の運営規則等、参考資料８－５といたしまして、国交省の独立行政法人評価委員会令、参考資料８－６といたしまして、独立行政法人通則法の抜粋、最後に参考資料８－７といたしまして、独法の業務実績に関する評価の結果についての意見についてということになっております。

それから、名札のプレートの横に置いてございますのは、本日の審議の補足資料といたしまして、過去の業務実績報告書等をコピーして置いてございますので、特に資料番号はつけておりませんが、審議の過程でもし必要な場合にはご参照いただければと思っております。

資料の確認については以上ですが、不足の資料がございましたら、事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

次に、本日の議事内容の取り扱いについてご説明いたしますと、本日の会議終了後、議事録案を作成いたしまして、委員の皆様方のご了解を得た後、国交省のホームページに公表という手順で考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、当分科会の事務局を代表いたしまして、自動車交通局技術安全部技術企画課長の木場からごあいさつ申し上げます。

**【国土交通省】** 技術企画課長の木場でございます。

本日は、お暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日は、検査法人の１８年度の年度評価と第１期中期目標期間の業績評価をお願いしているわけでございます。一応３時間を予定してございまして、非常に大変でございますが、よろしく願いしたいと思います。

検査法人につきましては、ご案内のとおり、今年の３月に法律改正をいたしまして、第２期中期計画に組織運営体制の見直しを行った上でスタートしております。役職員の非公務員化、また手数料の自己収入化という大きな柱で制度改正を行ってスタートしているわけでございますが、その趣旨は、検査法人の自立的な運営を促して、より効率的で質の高い検査、自動車の審査というものを実現していくということで鋭意取り組んでいるところでございます。

本日の１８年度評価また第１期中期目標期間の評価を通じまして、いろいろ委員の皆様方から貴重なご意見をいただきまして、こういったものを第２期の運営につなげていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見等々をいただければと思っております。

きょうはよろしく願いいたします。

【国土交通省】 次に、議事に入る前に、検査法人の理事長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【自動車検査法人】 検査法人理事長の橋口でございます。

当法人は、平成14年7月1日に発足して5年を経過し、本日は5年目と、5年間通しての評価をいただくこととなります。

発足当時は、まず新しくできた組織ということで、立ち上げるのに大変だったというのが正直なところですが、やっと安定して運営できるようになったと考えています。

この間検査品質の向上ということに一番力を入れてまいりました。驚いたことに、最初に国の時代の問題で、法人に警察の捜査が入るといった問題が起きましたので、品質向上のまず第一として、不当要求に負けない体質作りに相当な力を注いでまいりました。

二つ目は、検査の根拠となる審査事務規程の充実に力をいれました。ちょうど告示化という法令の改正がありましたので、それに合わせてゼロからのスタートになったのですが、これも40回改正して、やっと形がついてきたということでございます。

三つ目は、できるだけいい設備、いい機械にして、故障のないようにしようということで、予算の範囲で充実をしてまいりました。

四つ目は、検査官の品質の向上をしないといけないということで、教育研修制度を抜本的に見直しました。五つ目は、業務の合理化ということでございますが、検査場が全国に93カ所に分散していますので、まず情報ネットワークを築くことに力を入れるとともに、それ以外にもいろいろ工夫をしてまいりました。

六つ目は、検査場以外の検査ということで、街頭検査に力を入れるとともに、カスタムショーなどで不正改造防止の指導をすることにも力を注いでまいりました。詳しくは今からご説明申し上げます。

先ほど木場課長からご説明がありましたように、次の中期計画に入りますが、これについては既にご審議をいただいておりますけれども、非公務員化となっても、我々の仕事の中身とか責任というのは全く変わりませんので、今までどおりの仕事をやっていきたい。それから、人員削減5%の方針により、40人近く減らさなければいけないのですが、これに当たっては、品質を落とさないという前提で実施していきたい。さらに、次の中期目標では高度化ということを目標に掲げておりますので、これも、人員が減る中で実現してまいりたいと思います。

今後ともよろしくご指導をお願いいたします。どうもありがとうございました。

【国土交通省】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

今後の議事の進行につきましては、大聖分科会長にお願い申し上げます。大聖先生、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 皆様、遅く参りまして、申しわけありませんでした。4分ぐらい遅刻いたしましたして、ここに25名ぐらいいらっしゃるものですから、4掛ける25で延べ100分ぐらい皆さんに損失を与えたということで、深くおわびを申し上げます。

それでは、早速始めたいと思いますが、本日の審議事項に入るに当たって、事務局から審議事項についてのご説明をお願いしたいと思います。

【国土交通省】 それでは、本日の議題ですけれども、議事次第にあるとおり、大きく三つございます。一つ目が平成18年度の財務諸表に関する意見、二つ目が平成18年度業務実績に関する評価、最後の三つ目が第1期中期目標期間業務実績の評価となっております。

本日は、議題は三つですけれども、内容的にはすごく多くございますので、終了時間としては、途中休憩時間を少し挟んで、4時半を目標に終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、1番目の議題、平成18年度財務諸表についての審議を進めたいと思います。検査法人の方から財務諸表の説明をお願いしたいと思います。

【自動車検査法人】 理事の大島でございますが、説明させていただきます。

お手元の資料8-1でございますけれども、平成18年度財務諸表でございます。その表題にございますように、その後ろに添付書類といたしまして、決算報告書等々、さらに監事の意見、会計監査人の意見が添付されているわけでございます。

1枚めくっていただきます。目次でございます。

さらに1枚めくっていただきますが、まず貸借対照表でございます。一番右の欄に数字がございますけれども、上半分、資産の部でございますが、トータルで254億円余りとなっております。

内訳を申し上げますが、一番右の欄でございますけれども、流動資産が32億余りでございまして、その大宗は、一番上でございますが、現金及び預金となっているわけでございます。

次に、大きな二つ目の固定資産でございますけれども、有形固定資産、無形固定資産、

投資その他の資産ということでございます。その中で一番大きいものは有形固定資産の建物でございまして、期末におきまして132億円の価格となっております。昨年に比べまして、相模の事務所の建物が整備されたものですから、その分、6億円余りでございまして、増加しているというのがここでの特徴でございます。

その他大きなものとしたしましては、機械装置が約70億円、それから工具器具備品などが10億円ということでございまして、有形固定資産合計で、真ん中の欄のやや下目でございますけれども、220億余りということでございます。

さらに、先ほど申し上げた無形固定資産、それから投資その他の資産を合わせまして、固定資産の合計が、一番右の欄のところでございますけれども、221億円余りでございまして、トータルとして、流動資産と合わせまして254億円余りということになっているわけでございます。

これに見合う形の負債と資本でございますけれども、まず負債でございますが、流動負債が、これは未払い金16億円を中心としたしまして、16億8,000万円余りということでございます。

さらに、その次の欄、固定負債でございますけれども、これはルールにのっとりまして、資産見返負債ということで立てております。これは、国からの補助金あるいは交付金など、さらには国から無償でいただいた資産のいわば原資を明らかにしているというのが正確なところでございますが、そういった形で負債の項に立っているわけでございまして、資産見返運営費交付金、交付金としていただいたものでつくられた資産でございますけれども、その現在価格といたしまして約35億円、無償でいただきました物品といたしまして26億円余りが計上されているわけでございまして、この固定負債の合計が、一番右の欄でございますけれども61億8,000万円余り、負債の合計といたしまして、78億7,000万円余りということでございます。

さらに、資本でございますけれども、大きく三つに分かれておりまして、まず資本金でございます。これは政府の出資金、設立当時に現物出資でいただいたものが、そこにございますように約120億円でございます。

さらに、資本剰余金という概念がございますけれども、これは、施設として構築してまいった資産の現在の価格をここであらわしているわけでございます。もともとの原始取得の価格が約83億円でございますけれども、損益外減価償却累計額ということで、後から出てまいります損益計算書には出てこない減価償却の額というものがここに計上されてお

りまして、トータルといたしまして現在の価格は、一番右の欄でございますが、約40億円の額となっているわけでございます。

これら差し引きにおきまして、利益剰余金といたしまして、一番右の欄でございますけれども、15億7,000万円余りでございまして、資本の合計が175億6,000万円ということで、負債と資本を合わせまして、資産と見合いで254億円という形になっているわけでございます。

次に、損益計算書でございますけれども、18年度中におきます経常費用それから経常収益のご説明でございます。

ご案内のように、私どもは、現場とそれから本部並びに八王子の実習センターということで大きく業務経費を分けておりまして、前者は検査業務費という形で計上させていただいているわけでございます。真ん中の欄でございますが、トータルで約85億円ということでございます。一般管理費は、今申し上げました本部、八王子の経費でございますけれども、約9億7,000万ということで、経常費用の合計は、一番右の欄でございますが、95億5,000万になっております。ご案内のように、この内訳を見ていただくとわかりますが、大きなものとしては人件費が挙げられるわけでございます。

それから、経常収益でございますけれども、その内訳のところの説明でございますが、一番大きなものが運営費交付金収益でございますが、これは、国からいただいた交付金がここに計上されているわけでございます。さらに、受託収入等とございますが、その次に大きいのが資産見返債務戻入というものでございまして、これが約13億でございます。これは、先ほど貸借対照表の固定負債のところでも申し上げたところでございますけれども、その交付金を今申し上げました経常費用の減価償却分の額に相当する部分として取り崩しまして、収益化をいたしましてこちらに計上してあるということでございます。その他雑益等々を合計いたしまして、経常収益の合計が106億円余りということでございまして、経常利益、今申し上げた106億円余りから、先ほどの経常費用の合計を差し引きまして、約11億の純利益、これは総利益と同額でございますが、これを捻出したというのがことしのPLの内訳でございます。

次に、キャッシュフローの計算書でございますけれども、大きく、業務活動によるキャッシュフローと投資活動によるキャッシュフローということで内訳を書いてございます。これは、言ってみれば現実の資金の支出それから収入というものを明確にしているということでございます。

業務活動におきますキャッシュフローでございますけれども、これも先ほど申し上げましたように人件費の支出を中心にいたしまして、この期で1年間で締めたところ、6億8,000万円余りのプラスが出ているというのが、真ん中のところでございます。

次の投資活動でございますが、これは、固定資産の取得による支出と、それから施設費をいただいておりますが、その収入とを差し引きいたしますとマイナスが出たわけでございますが、三角の3億1,600万というところでございます。

ただし、全体といたしましては、先ほど申し上げた業務活動のキャッシュフローがプラス6億8,000万でございましたので、下から3行目でございますけれども、資金の増加額といたしまして3億6,400万円のプラスになっており、期首の残高と合わせまして、期末の残高として30億1,000万円余りということになっております。

ちなみに、これは1ページの貸借対照表の現金と預金の額に一致をしているわけでございます。

次に、利益の処分に関する書類でございますけれども、当期末処分利益ということで、先ほど申し上げましたように11億円でございますが、その処分につきましては、そこにございますように積立金として処理をしたいと思っているわけでございます。

さらに、行政サービス実施コスト計算書というものがございます。これは、法人の業務運営につきまして、国民に負担に帰せられるようなコストがどのくらいあるのかを計算するというところで求められているわけでございます。要すれば、Iで明確でございますけれども、損益計算書上の費用それから自分で得られた収入というものを差し引きまして、そこで業務費用の合計、これが大宗でございますけれども、一番右側、95億4,000万円という額を出しております。

さらに、先ほど申し上げました損益外の減価償却費の相当額というものの、これは資本準備金のところに出てまいりましたが、これが約12億円となっているわけでございます。

その他、細かい項目といたしましてⅢ、Ⅳとございますけれども、次に大きなものとして、機会費用ということで、これは現実にキャッシュとしてお金が出ていっているわけではございませんけれども、国有財産を無償で使用している場合におきまして、これを仮に有償で使用したら幾らぐらいかかるのか。あるいは、政府出資を、これは現物出資でございますから、言ってみれば無償でいただいたわけですが、これを有償で資金をいただいたらどうなるかということを経機費用として計算いたしました額が約28億円でございますが、トータルをいたしますと137億円のコストがかかっているというものでございます。

以下、注記事項といたしまして数ページほど資料をつけておりますが、詳細につきましては省略させていただきたいと思っておりますけれども、1点、額的には大したことはないのですが、7ページでございますけれども、固定資産の減損に関する注記ということで、ことし、電話加入権の算出方法につきまして減損会計を導入いたしまして、現在価格で電話加入権を計上しているということでございまして、600万円にも満たない額でございますが、このような処理をしたということでございます。以下、数ページにわたりまして注記をつけております。

さらに、先ほど申し上げました添付書類といたしまして、決算報告書、事業報告書、それから監事の意見、会計監査人の意見がついてございます。後ろから4ページ目でございますけれども、監事の意見ということで、私どもの法人の監事のご意見、さらには2ページめくっていただいて、会計監査人の意見ということで、会計監査人のご意見をいただいております、特に問題はないということでいただいているわけでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【分科会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問なりご意見があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

では、ちょっと素人っぽい質問で恐縮ですが、当期純利益というのが結構上がっておりますけれども、この純利益が上がった要因と申しますか、これはプラスマイナスでこれだけということですが、それから総利益の今後の扱い、次期の予算のこともあると思いますので、その辺について触れていただけるとありがたいと思います。

**【自動車検査法人自動車検査法人】** これは、制度として国庫に納付するという形になっております。

原因は、人件費が余った。これは、人勸などもございますし、年齢構成の問題もございます。それから、道路拡張とかそういったところの移転補償もございまして、こういった額が出たということでございます。

**【分科会長】** 想定された平均年齢よりも若干若い年齢構成ということで、人件費に少しプラスになったということでもあります。

よろしゅうございますか。では、後でまた戻っていただいても結構ですので、次に移らせていただきたいと思います。

それでは、2番目の議題であります平成18年度業務実績の評価に入ることといたしま

す。事務局から評価の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

【国土交通省】 それでは、二つ目の議題は18年度の業務実績評価になります。

この議題に関する資料といたしましては、8-2の業務実績報告書と8-3の評価調書の案、A3のものですが、こちらになります。

実際の評価の方法につきましては、お手元に配布しております参考資料8-1から8-3に、国交省の基本方針またはその方針に関しての指針が出されております。

評価方法について簡単にご説明いたしますと、業務実績報告の項目ごとに点をつけていただきます業務運営評価というものと、それらを踏まえた総合評価という形になっております。

項目ごとの評価につきましては、年度評価については1点から5点までの5段階評価方式となっております。計画に対して着実に実施しているという場合におきましては真ん中の3点、以降、すぐれている場合は4点、5点、劣っている場合は2点、1点となります。また、参考資料8-3にございますけれども、本年3月にこの基本方針の指針が示されておりまして、最高点の5点につきましては抑制的に、めったにつかないものという形になってございます。

一方、それら各項目を踏まえた総合評価につきましては、各項目の内容を踏まえて総合的な観点から業務の実績、改善に向けた課題などを記述式によって、法人の評価の要点の全体像がわかるような形で評価をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【分科会長】 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、この業務実績報告書については、括弧書きごとに区切って、検査法人から簡単に説明をしていただいて、それに基づいて意見交換を適宜いたしまして、分科会として、該当する項目が着実な実施状況にあるか否かを、判定理由とともに数値を認定していくということで進めさせていただきたいと思います。

評価に当たりましては、全く何もないというところから行うのは大変ですので、項目ごとに評定、評定理由を記載したものをいわば分科会長試案という形で出ささせていただいておりまして、これをベースにして評定結果や評定理由に加筆や修正を行った上で、当分科会の評価調書を作成していくことにさせていただきたいと思います。また、その際、ご意見がありましたら、意見欄に付記していくことにしたいと思います。それから、欠席された委員の方々からも既にご意見をいただいておりますので、これらも参考にさせていただき

ればと思っております。

それから、評定結果につきましては、この場で数値として認定することとしますけれども、評定理由や意見については、委員の方々からいただいた意見を踏まえた上で、最終的な評価調書の取りまとめについては私にご一任いただければと思っております。

このような進め方でご了承いただけますでしょうか。——どうもありがとうございます。

それでは、1項目ずつ、各項目の括弧ごとの区切りで進めたいと思いますので、検査法人から手短にご説明をお願いしたいと思います。

【自動車検査法人自動車検査法人】 理事の宮寄でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料8-2、平成18年度業務実績報告書をごらんいただきたいと思います。具体的にご評価いただく内容は4ページからでございます。まず大きな1として、業務運営の効率化目標を達成するための措置ということでございます。

(1)は組織運営でございます。この点につきましては、15年度に要員の再配置計画をつくりましたので、それに基づいて8名を削減、2名を振りかえいたしまして、再配置を行いました。そういった事務所につきましては、検査機器の改良などを行いまして、減員されても問題がないように措置したところでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

ご質問、ご意見はございませんか。そうしますと、評定理由及び評定結果が示されておりますけれども、このようなことでいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。来生委員それから石津委員の評価も適宜紹介したいと思いますが、来生委員は3ということで評価をいただいております。

いかがでしょうか。ご異議がなければ、評定結果は3ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、その次の(2)人材活用のご説明をお願いしたいと思います。

【自動車検査法人自動車検査法人】 次は5ページでございます。(2)人材活用です。

これにつきましては、一つはC I活動で職員の業務への意識向上を図ってまいったということでございます。さらに、表彰規程を設けておりますので、4件5名の職員を表彰しております。内容としては、不正受検事案の発見あるいはリコールの契機となるような不適合車の発見でございます。

以上です。

**【分科会長】** いかがでしょうか。これにつきましても、3という評価を与えたいと思っております。欠席の委員からも3が適当という意見を伺っております。

ご意見がなければ、3というふうにさせていただきたいと思えます。

それでは、その次の(3)に参ります。

**【自動車検査法人自動車検査法人】** 7ページ、業務の効率化ということでございますが、この点につきましては、施設の整備とか維持管理で外部委託を行いました。

また、管理・間接業務の効率化につきましては、旅費請求の事務を効率化するシステムを使っております。

また、外注、情報システムの活用、あるいは、月並みですが、節電とか表裏印刷といったこともやっております。

情報システムの活用は、情報管理室が一体的に行っている。

それから、全国统一仕様のサービス、物品調達関係は、機器の老朽更新、あるいは職員の制服、あるいは審査に使う本などにつきまして、全部一括契約をしております。

検査の合間に事務作業を行えるようにサテライトオフィスというものを設けておりますが、相模に設置をいたしました。

また、実習センターでは、夜間休日の宿直を外部委託といたしました。

また、一般管理費につきましては、パソコンなどの寿命が来たということもございまして、備品更新を行いましたので、前年度より若干増加しておりますけれども、中期目標期間中に見込まれる総額、これは目標が1.3%の抑制ということでございましたので、抑制率は16%ですから、目標値に達していると考えております。

9ページ、契約の関係でございますが、一般競争入札が73件でございます。当法人は随意契約が6,778件と多少多くなっておりますが、そのほとんどは少額の随意契約となっております。そのほか、企画競争・公募が4件。随意契約の限度額の引き下げを行っております。契約の競争性の確保を一層進めていきたいということで行っております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございました。

私の心づもりでは評価3ということでありましたけれども、来生委員からは、16%の経費抑制は非常に高い評価に値するのではないかというご意見がありますので、皆様はいかがでしょう。

【国土交通省】 ちょっとよろしいですか。

この評価のどこに主眼を置くか、どこを見て評価するかになるかと思うのですが、年度計画自体が、まさに単年度でやるべき、いろいろな効率化をしますという定性的なところと、実は18年度は最終年度になりますので、中期的な計画についても少し書き込んでいくということで、来生委員はどちらかというと中期的なほうをごらんになって評価をされているということと、恐らく分科会長はどちらかというと単年度での話として3という点数を採点していただいているのかと思っておりますので、そのあたりで少しずれたのだと思っております。

【分科会長】 昨年度の業務実績の評価ということに限っていいますと、3で適当かなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 目標の1.3%というのは、中期計画だとおっしゃっているわけですね。

【国土交通省】 はい。後ほど同じ目標が出てきます。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 それでは、3というふうにさせていただきます。

それでは、次に(4)に移らせていただきたいと思います。

【自動車検査法人自動車検査法人】 10ページ、(4) 主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討でございます。

これにつきましては、当法人はパソコンのネットワークシステムを保有しております。これにつきまして、システム構成あるいは調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、最適化計画を策定するためにネットワークシステムの監査を外注いたしまして、実施いたしました。これによって、システムコストの削減とか調達の透明性の確保、あるいは業務運営の合理化を図っていきたいと考えております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これについても、方針に従って進めてきておられるということだと思っておりますが、したがって3という評価にしたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、次の2の(1)に移らせていただきたいと思います。サービスの向上と着実な審査実施に向けてという項目であります。

【自動車検査法人自動車検査法人】 11ページでございます。業務の質の向上に関する目標を達成するための措置という大項目でございますが、(1)は厳正かつ公正・中立な

審査業務の実施でございます。

具体的な内容は12ページ以降にございます。不当要求防止対策の徹底ということがこの項目でございますけれども、まず1番目に警察との連携強化ということでございまして、これは、暴対法に基づきまして不当要求防止責任者を全事務所で選任しておりまして、215人選任して、警察署に届け出て、公安委員会の講習を受けております。また、警察との連携強化を行うために、日ごろから情報交換あるいは相談なども行っております。毎年不当要求発生状況をまとめておりまして、プレス発表して、これを所轄警察署などに説明をいたしまして、協力依頼を行っているところでございます。

さらに、管理・責任体制の強化といたしまして、チーム制で意思疎通を図るとともに、管理職がコースを巡回する、あるいは駐在などをしております。また、防犯設備の関係でございしますが、18年度はあまり大きな変更はございませんけれども、引き続き防犯カメラとICレコーダーを使用いたしまして、このような不当要求事案に対応しているところでございます。

また、緊急時対応訓練の実施と警備の強化ということでございますが、警備員は16事務所で17名を配置しておりまして、ほとんどは警察のOBであるということでございます。さらに、対応訓練につきましては、89事務所ですべて140回実施しております。これにつきましては、警察の協力を得て、実際に見立てた模擬訓練など、大分内容も充実しているところでございます。

13ページ、4)でございますが、情報収集体制及び監査機能の強化ですが、不当要求はすべて本部に報告をしてもらっております。18年度は577件ございました。このほかに不正受検というものがございまして、検査票を不正に使用して何とか検査をすり抜けようとするもの、あるいは替え玉受検、車台番号の改ざんなどがございますが、これは241件ございまして、国、警察へ通報しております。また、不正受検事例については情報の共有化を行って、厳正な審査に努めているところでございます。

監査につきましては、監事監査があるわけでございますが、それ以外に内部統制の一環として内部の調査指導を行っておりまして、本部で14カ所、検査部で16カ所、合計30カ所を本年は指導いたしました。また、職員から直接に通報できるような窓口も本部に設けておりまして、受けられる体制をとっております。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございました。

14ページに不当要求事案の内容が載っておりまして、合格強要というのが一番多いのですね。説明を求めるとか脅迫というのもありますけれども、なかなか現場の方は、精神的な意味でも非常に脅迫的なプレッシャーを受けることが多いのだらうと思います。これは3というふうにさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 これは、中身は非常に分解されていていいと思うのですが、これの中身の年度ごとのものというのは、分解してそれぞれに対応を進めているというふうに考えてよろしいのですか。

【自動車検査法人】 毎年統計をとっておりまして、これは中期のほうに資料は出てくると思うのですけれども。

【分科会長】 そうですね。4年半ぐらいになるのですか、それを通じての記録が後で。

【国土交通省】 実際にどのような不当要求があったかというのは、目の前のプレートの横に参考資料が置いてございますが、上から三つ目ぐらいにカラー刷りのプレス資料が入ってございまして、両面コピーになっております。こちらに第1期での不当要求の件数の推移と、実際にどういう行為があったか、それで警察が何件ぐらい出動したかとか、そういうものがまとまっています。

【自動車検査法人】 経緯といたしましては、裏側の右のグラフになるのですけれども、件数としてはずっと高どまりしている。警察出動件数も決して減っておりません。最初のころは暴力行為が上昇傾向にありましたが、ここはおさまっているのですけれども、最近はいわゆる強要罪に相当するものが増えている。だんだん、警察がすぐに来てしょっぴかれるということがわかったものですから、軽い罪のことしかやらなくなってきているということがございます。

【分科会長】 それは、こちらの問題じゃなくて先方の問題ですので、減るといのはなかなか難しいですね。そういう暴力行為になりますと、警察ということになりますので、いろいろマスメディアも取り上げてくれるのでしょうけれども。

それでは、評価としては3というふうにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、次をお願いいたします。

【自動車検査法人】 次は13ページの②でございます。審査事務規程の充実、明確化ということでございます。

これは、先ほど理事長のあいさつにもございましたように、法人として審査の一番基本ですから、大事だと考えております。審査の細部取り扱いを統一する、明確化するという  
ことで改正を行ってございまして、18年も5回にわたって、そこにございますような内容  
についての改正を行ったところでございます。

以上です。

**【分科会長】** これについても3というふうにさせていただければと思いますが、いかが  
でしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、次に(2)に移らせていただきたいと思います。

**【自動車検査法人】** (2)は15ページでございまして。これは二つに分かれておりま  
す。

利用者の利便性の向上でございまして。中身は、17ページに入りまして、①は二つで評  
価をしていただきますが、利用者の審査待ち時間の低減対策でございまして。これについま  
しては、ホームページを期の途中で改修いたしまして、事務所ごとの混雑状況の情報提供  
を行っております。また、1日の中での業務量変化が非常に大きかなということで、これ  
を正確に把握するため、検査結果を電子化するための簡易システムを17年度に試作いた  
しましたので、18年度は、操作性の向上を目的とした改良あるいは電子化する審査項目  
を増やす、こういったことを行いまして、把握ができるような方向に向けて検討しており  
ます。

2)といたしまして、検査の質の向上が最重要課題でございまして、それを維持向上  
しながら、なおかつ受検者利便を向上していく。そのためには検査予約を確実に運用する  
ことが大事だというのは、法人として基本的な考えとして持っております。そのため、検  
査予約の実態について、国と共同で調査を実施いたしました。その結果、空予約が大変多  
い。半分とかそういったところがほとんどであるということもわかりまして、適正に運用  
されていない地区が多かったことがございまして、この改善に向けて、国が予約シス  
テムをお持ちですので、その改善とか適正化を進めていくということで考えております。

**【分科会長】** この待ち時間というのは、月によって随分でこぼこがあるようですね。  
年末がよく込むという話を聞いていますので、大変だろうと思いますが、電子化等を進め  
ておられるということで、3ということではいかがでしょうか。よろしゅうございませうか。

(「はい」の声あり)

それでは、①の二つ目の項目についてお願いしたいと思います。

【自動車検査法人】 二つ目の項目は3) からでございます。検査機器の適切な維持管理を目的として不具合情報を、これは速報的に電子メールで本部に集めることにいたしました。これは迅速な対応という意味合いも持っております。機器メーカーに20件、この中から対応指示も行ったところでございます。

検査機器の故障、それから損傷も含むわけですが、これによってコースを閉鎖するというのは利用者にとって最も困る事故かなということですが、これにつきましては、時間合計で5%減になっております。

機器故障によるコース閉鎖時間は、平成17年度と比較しますと14%減少という見かけ上の数字ですが、最も利用者が多い継続検査コースでは、閉鎖時間が2%増加しております。増加傾向にあるというふうに考えております。原因といたしましては、設置から10年以上経過した検査機器による閉鎖が約6割を占めておりまして、第1期中期計画期間中で老朽検査機器の更新が滞ったことが影響しているのではないかと考えております。また、二輪コースにつきましては、交換部品の供給が18年度は非常に迅速に行われまして、これが68%減少した。これを一つのモデルにしていけたらなと思っております。

検査機器の損傷事故によるコース閉鎖時間、これは13%の増加となっております。ほとんどがヘッドライトテスターへの衝突でございまして、ヘッドライトテスタだけで20%増となっております。原因といたしましては、受検者の不注意によるものがほとんどでございますが、対策としては、フェールセーフ的な考え方で、ヘッドライトの検査位置から受検車両から飛び出さないような状態になってから初めて作動するような機構にするとか、あるいは障害物検知機構をもっとしっかりしたものにするとか、あるいは検査開始ボタンを押さなければ作動しない、こういう方式に直しまして、そういったものを導入したところでございます。今後のものにつきましては、こういう機構に加えて、表示器への表示方法についても変えたいと思っております。

また、審査中に事故が起きますと、何かにつけて待ち時間が増加いたしますので、事故の起きやすい傾斜角度測定については安全作業マニュアルを充実するとか、あるいは日ごろ安全点検を実施する、こういったことで審査中の事故防止に努めたいと考えております。

数字につきましては、今口頭で申し上げたとおりですが、具体的に表として、21ページに今申し上げた中身が書いてございます。

以上でございます。

【分科会長】 これは、機器の老朽化も一つの大きな原因だと思いますけれども、事故の割合という点では、やはり少し厳しいものがあるかなとも思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 たしか昨年もヘッドライトテスターについては出ていたので、もう少し何とかしていただきたいなという気持ちは私もございます。受検者の不注意によるというものもあるのですが、では、なぜ受検者が不注意になるのかというところに原因があると思いますので、もう少し積極的に改善していただきたいと思います。

【分科会長】 そうですね。そういう原因も把握しておられて、一部改善はされつつあると思いますけれども。

【自動車検査法人】 昨年度以降、そういった考えで継続的に対策をとったということでございます。また、第2期では、こういった事故を起こしにくい機器への変更、その更新を促進していくという方針も出していただきましたので、その面でも大分改善が進むのではないかと。そのかわり、大変厳しい、高い目標をいただきましたけれども、そういう意味で、これは重要事項である。検査事故を防ぐことは、法人としても非常に重大に考えております。

【分科会長】 いかがでしょうか。評価としては2ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 では、ちょっと厳しい意見ですが、2ということにさせていただきます。

それでは、次の②の項目、利用者の方々の審査業務に対する理解の向上の対策ですね。

【自動車検査法人】 18ページでございまして、②理解向上のための対策ということですが、先ほど申し上げましたC I活動、これを積極的にやっているということがございます。

また、ホームページへの問い合わせは、非常に反響が多いわけございまして、17年度も改修後460件の問い合わせがありました、18年度は502件の問い合わせということでございます。あまり増えますと業務に支障が出てまいります、問い合わせのサイトによくある質問へのリンクを設けるなど改善を行っているのですが、それでもかえって増えてしまっているという状況でございます。

検査法人を紹介するパンフレット、これも増刷を行いました。

また、環境報告書、これについては作成して、ホームページに掲載を行っております。  
以上です。

【分科会長】 いかがでしょうか。ホームページを活用しておられるということですが、岩貞さん、コーポレートアイデンティティ、C Iというのはわかりますか。

【委員】 はい。

【分科会長】 一般的に通用している言葉ですか。さっきカスタマーズサティスファクションというのもありましたけれども、いかがですかね。企業の方はすぐおわかりでしょうけれども、あまり一般的ではないですね。

【委員】 そうですね。

ホームページへの問い合わせ502件というのは、これは多いのですか、少ないのですか。

【自動車検査法人】 正直言って、あつぷあつぷするぐらいの量です。

【委員】 そういう量なんですか。

【自動車検査法人】 ええ。一般の方が、こういうものをつけたけれども、これは車検に通るのかとか、あるいは、最近増えているのは、部品製作事業者、それからディーラーとか架装事業者、これは二次架装の影響だと思うのですが、そういったところから、会社からストレートにメールで入ってくるというふうになっております。それから、これはあまり言いたくないのですが、ほかのところのホームページが使いにくいせいなのか、名義を変更するとか、今度車検だけでもどうしたらいいのかとか、そういったものもございます。

そのほかに、不正改造の通報窓口を今度設けました。その関係だと思うのですが、整備事業者の不正事案といったものについても、言ってみれば国交省の関係ですが、全部入ってきておまして、その場合は、もしご了解があれば転送するというようにしております。

【分科会長】 通報ですね。

【自動車検査法人】 そうです。いわゆる内部告発の通報などもございます。

【委員】 F A Qへのリンクなんかも、単純にF A Qが使いやすいか使いにくいかで、そちらで満足して質問を出さないようにするということが将来の効率化だと思うのです。例えば、ただ質問がばあっと全部書いてあるようだとなかなか読みにくいので、むしろメニュー方式みたいにうまく体系的に分類して、なるべく早く質問の答えがそちらで見つか

るような工夫をされると、もう少し改善されるかなという気がします。

【自動車検査法人】 実はこの460という数も半端でなかったのですが、大分そこら辺は整理をしまして、まずはこのFAQの目次のところをさっと見られるようにはしてあるのですけれども、書いてあるのにご質問があるなというのが実際には多いです。だから、いくらFAQがあっても、目次が見やすくても、見ない人は見ないなという感じがいたします。

正直言って、これ以上増えると業務に支障があるので、どうしようか、匿名質問は受けられないことにしようとか、そういうこともちょっと考えているのですけれども。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 よろしゅうございますか。それでは、評価としては3というふうにさせていただきますしたいと思います。

次に、③へ行っていただけますか。

【自動車検査法人】 ③は19ページでございます。利用しやすい施設整備ということでございます。

たくさん項目がございますけれども、1)として見学者用通路を、これは特に直接ユーザーが受検する場合に非常に大事だと思っております、そこにバリアフリー対策の見学者用通路ということにしまして、18年度は4事務所に設置しました。

また、アンケート調査で、清潔で明るい検査場を望む声が多いということもございましたので、快適に受検できるように、62事務所で屋根、壁面、鉄骨のペンキ塗りなどの改修を行っております。

また、3)でございますけれども、不慣れな受検者のためということですが、音声案内ができるように、21基ほどに音声誘導装置をつけました。また、新設した相模でございますけれども、ここは施設レイアウトを見直しまして、受検者の導線も考えて安全性を増したところでございます。

4)でございますけれども、二輪自動車専用の検査機器を八王子に新設いたしました。相模は更新をいたしました。

5)でございますけれども、検査場での事故、これは法人が発足して以来、これほど多いのかということで、非常に注目して分析もしっかりし始めたところですが、とりあえず事故速報を全国展開して、同種事故の防止に努めております。18年度は、受検時の事故が224件発生しております、前年度の201件よりもさらに増加しているところでござ

ございます。

再発防止対策としては、職員への安全確認の周知徹底とか、受検者に注意喚起をする、あるいは表示・案内を整備する、施設機器の改善といったことを行っております。

特に労働安全衛生法の観点からもこの点は非常に大事ですので、7)にございますように、18年の3月、17年度末に安全衛生管理基本方針を定めました。その中で、負傷者ゼロ、それから損傷事故ゼロということを目標として掲げておりまして、重点として、今さらですけれども、ヘルメット着用とか防護眼鏡着用という職員の身の安全、それから人身事故・労災事故ゼロということ、特に多いオートマチック車が前進してヘッドライトテスターを損傷する、この三つを重点3項目にいたしまして、18年度の安全衛生計画をつくって、取り組んでいるところでございます。

増加しておりますので、特に受検者の運転操作による事故率が高い。踏み間違い、ギアが入ったままということが多いわけでございます。第2期中期目標期間においては、事故防止対策を機器その他ソフト面も含めて進めていきたいということでございます。

具体的には、22ページに18年度の分析結果がございますけれども、法人職員によるものが原因としては43%ですが、受検者の運転操作というのは17年度よりもまた増えているなという感じがございます。今後引き続き力を入れていくべき項目であると認識しております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

いかがでしょうか。これについても、評価は3というふうにさせていただきたいと思いますが、何かご意見、ご異論があれば。

**【委員】** 別に異論ではないのですが、20ページの7)で、職員、受検者及び一般来場者の負傷事故ゼロを目指す。ゼロを目指すのが目標と書いてあるのですが、本当は、22ページにあるように分解したものに対して、例えば法人職員によるものは何件を何件にするとか、もうちょっと明確にしたほうがいいのじゃないかという気がするのですが。

**【自動車検査法人】** 交通事故ゼロというのがあるものですから、やはりゼロを目指さなきゃいけないと思ったのですが、具体的な目標としてもう少し、何割とか、そういう個別のものについても参考にさせていただきたいと思います。

**【委員】** ぜひご検討いただければと思います。

【分科会長】 それでは、3というふうにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それで、これまでにご意見をいただいた分については、評定理由にプラスして書き込めるものがあれば、事務局でそのようにお願いしたいと思います。

これまで出てきたものとしては、古川委員から、FAQをもう少し工夫してもいいのじゃないかというご意見がありましたし、岩貞委員からは、もう少し事故を減らすようなあれがあっていいのじゃないかというコメントがありました。それから、大久保委員からは、評価というよりも、今後のことなのかもしれませんが。

【委員】 そうですね。今後のことです。

【分科会長】 適宜コメントを入れていただければと思います。ちょっと申しおくれましてけれども、そのようにお願いします。

それでは、次の(3)に移らせていただきます。

【自動車検査法人】 23ページ、適正かつ効率的な業務の実施でございます。

具体的な記述は25ページ以降でございます。①で職員の研修実施ということですが、18年度も引き続きたくさん見直しを行いました。1)にございますように、新規採用それから2～3年目の検査担当者の早期育成をしていくということで、17年度から新人を3年間でなくて2年間でとりあえずの教育を行おうという仕組みにいたしましたので、これを引き続き実施しております。

それから、2)でございますが、研修内容につきましても、受講者へのアンケート調査で見直しをしております。また、研修効果評価についても仕組みづくりを行っているところでございます。

だんだんIT化が進んでまいりまして、検査の高度化ということも目に見えてまいりましたので、パソコン技能の向上も重視しております。情報技術の高度な活用を目的として、中級、上級クラスの研修も行っております。

講義内容の充実ということでございまして、労働安全衛生関係の作業の講義、あるいは指導者の養成訓練のためのマネジメント講義、あるいは、最近多くなっておりますメンタルヘルスの問題への対応の研修、それから、自分の特性に対しての気づきを持たせる自己診断、こういったものをやっております。また、もちろん新基準などへの対応もやっております。

それから26ページでございますが、ちょうど運輸局の組織の見直しが行われまして、当法人への出向者の年齢構成も変わってまいりましたので、研修の中身を、再任研修というものを増加したりして対応しております。また、1月には新規採用者が非常に多くあったということで、臨時に設定して対応いたしました。

また、受託研修につきましては、従来と同様、国交省、軽自動車検査協会から受託して研修を行っております。

以上です。

**【分科会長】** いろいろ研修とか講義の導入、それからメンタルなケアの問題、いろいろと実際にも幅広く積極的にやっておられるということで、評定としては4としたいと思っておりますが、いかがでしょう。

**【委員】** この研修の結果の評価というのは、どのようにやっておられるのですか。研修をやったことによる効果の評価というのは。

**【自動車検査法人】** これは、効果評価をしなきゃいけないということですが、いろいろな方法があるようですけれども、まだちょっと模索をしているところでございまして。

**【委員】** 多分、非常に難しいですね。

**【自動車検査法人】** はい。基本はとりあえずアンケート調査ですけれども、具体的に、例えば研修をやって実績が上がるかどうかというところなんですね。意識はもちろん上がっている、そういうことだと思っているのですけれども、私どもでいうと、具体的に検査結果がより正確になってきたかというところが本当はポイントですが、実は計測ツールは今こつこつとつくっておまして、第2期では高度化でどっと入りますけれども、それが入れれば、個人ごとに検査結果がどういうふうに変っていくかということも計測できるのかなと思っているのですが、ちょっと将来の課題かなと思っております。

**【分科会長】** 難しいですね。私も教育機関にかかわっていますけれども、教育効果というのは尺度がないのですね。一番簡単なのは期末試験ということですが、なかなか。

**【委員】** 多分非常に難しいと思うのは、効果がないということは自分がだめである、そういうふうに使われたくないので、効果がありましたとアンケートに答えるケースは恐らく出てくると思うのですね。要するに、研修の内容に対してマルかバツかではなく、自分がだめな人だと思われたくないからマルとしてしまうようなケースはきっと出てくると思うのです。

特に一つの検査場などにしてみると、幾つかの検査場などは非常に小さい検査場で、人数も少ないところでやっていると、人間関係の風通しというか、そういったものもいろいろと問題になってきて、人間関係を大事にするあまり、いろいろ言いたいことも言えないようなところも出てくるかと思しますので、無記名でやるとか、別の機関が取り組むとか、何かそういった手段が必要じゃないかなとは思っています。

【自動車検査法人】 ちょっとはっきりしないのですけれども、たしかアンケートは無記名でやっていたと思うのです。精度のこともありますので。

【分科会長】 なるほど。ただ、少人数ですと、大体わかっちゃうのですね。全体のデータ数が多いとあれでしょうけれども。

【自動車検査法人】 研修は毎回20人以上、20人から30人ぐらいですので、極めて少ない研修ということはありません。

【分科会長】 それでは、ないですね。なるほど。

大勢として、積極的にいろいろな研修の時間あるいは訓練、そういったものを充実しておられるということは認めたいと思っておりますので、このような評価にさせていただければと思います。

【委員】 先ほど宮寄理事が言われたような、例えば検査の精度みたいなことがデータ化されるようなことが広まってくると、それで優秀な人を表彰するとか、よりモチベーションを上げるようなツールにもなり得るかなという気もします。

【分科会長】 表彰制度はたしかありますね。

【自動車検査法人】 はい。表彰制度は当初から持っております。

【分科会長】 それでは、ただいまの意見も配慮していただいて、つけ加えられるようでしたらコメントをお願いしたいと思います。

それでは、その次の②へ参ります。

【自動車検査法人】 ②でございますが、業務改善の継続的検討と実施ということでございます。

これは、まず1)として、各事務所の実態を踏まえた業務改善あるいは不当要求防止対策の強化というために、本部調査・指導と検査部調査・指導を行って、改善指導ということの一つのキーにしております。

それから、職員あるいは事務所から改善提案ということを期待しているのですが、11テーマの改善提案がございまして、活用検討を行っております。重要性かつ緊急性が高い

ものについては、本部及び事務所の職員から成るプロジェクトチームで行っております。

現在四つのプロジェクトチームがございまして、電子情報プロジェクトチームでは、検査の高度化に向けて、検査結果の電子化のためのシステムの検討を行ってまいりました。

研修・教育PTは、研修内容の改善に当たっております。

また、審査事務規程改正作業PTは、審査事務規程について、国土交通省の通達、それから、これは非常にややこしいのは、各運輸局がそれぞれ通達を出してございまして、これももしっかり取り込んでいく必要があるということでやっております。また、改造自動車の要領、こういうものも担当しております。

検査技術・施設機器PTでは、各事務所の現状をきちんと認識する基本台帳をつくりまして、また、施設基準を改善していくということでございます。そのほかで主なところをご紹介いたしますと、オパシメーターの導入に向けた仕様書の検討なども行っております。

それから、3) になります。職員が意見、要望、提案を直接提案できるように、NAV Iポストというものを設けております。ここに11件の要望、提案があった。3件については業務改善につなげております。

具体的には、無線型リモコンを使いまして、安全かつ効率的に機器審査を、検査場の離れたところで、ユーザーのそばで操作できる、こういう機器を20基導入しました。これによって、ふなれな受検者に付き添いながら操作ができるということでございます。

それから、マルチテスターについても、最近ではハンマーなど非常に大きな車が増えておりますので、こういったものはかかれるような規格に改善するというので、これは17基設置しております。

4) でございますが、外部識者の意見を聞きたいということで、大学の先生などを中心にアドバイザー会議というものを設けてございまして、今順次勉強していただいて、意見をいただいているところでございます。そういう状況でございます。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

着実に、外部の有識者等の意見も取り入れながら進めておられるということであります。それから、プロジェクトチームを設けている。そういうこともありまして、3というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、次に移らせていただきます。(4)に入ります。

**【自動車検査法人】** 30ページ、(4) 関係機関と連携した業務の実施でございます。

具体的記述は32ページでございまして、①が不正改造車の排除等の推進でございまして、不正改造車排除のための取り組みということで、一番の基本としてきたのは街頭検査でございまして。街頭検査は、最初は雨にたたりたりして計画未達成ということもございましてたけれども、計画的に実施するということが図ってまいりました。また、不正改造車排除運動にも積極的に協力するということがやっております。検査コースだけでなく構内検査、こういったことも実施してきたわけでございます。あるいは、検査場の中に街頭から車を誘導してもらって検査をする、そんなことも行っております。

検査の結果といたしましては、これは関係機関とも積極的に調整して、予備日設定とか時間延長などもやっております。その結果、18年度は11万2,300台という結果でございました。目標車両数は17年度に比べて5,000台増えた9万5,000台になっておりますけれども、昨年とほぼ並ぶ118.2%の達成率という結果でございました。

また、そのほか、深夜の街頭検査、これは非常に悪質な車が多いので、台数効率は悪いのですが、非常に大事だと考えております。60回実施して、3,408台を検査して、481台が不正改造車であったということでございまして。また、初日の出暴走でも、台数は少ないのですが、35台検査して、15台に整備命令を交付したということでございまして。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

この法人の非常に大きな役割の一つだと思っております街頭での検査ですが、目標を上回る車両の街頭検査を実施したということもございまして、評価を4というふうにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 よろしいですか。

それでは、②車両の不具合情報の収集です。

【自動車検査法人】 車両の不具合情報の収集でございまして。

これは、端的に言えばリコールのもととなる情報を集めるということでございましてけれども、18年度は165台、車両不具合情報として国交省に報告を行っております。

その結果、1件はリコールとなりましたし、1件は自主改善というリコールに準じた措置まで至っております。

それから、ITを使った審査結果の蓄積・分析手法については、八王子などに試験用システムをつくっておりますが、これをさらに改善して、不具合情報を抽出するための検討を進めてきております。

以上です。

【分科会長】 リコールにつながるようなことも実施しておられますので、着実だと思いますが、3ということではいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、次の③に行ってください。

【自動車検査法人】 ③ですが、事故車両の原因究明への取り組みでございます。

18年度は、交通事故総合分析センターから情報収集を行いまして、事故調査手法について調査を行っております。具体的な原因究明の実施方法の策定を目指しているのですが、事例が少ないので、実施方法の策定に向けた作業を進めているというところでございます。全国から、18年度では8件のみ調査がございました。その具体的内容は35～36ページに書いてございます。

以上でございます。

【分科会長】 これも確実に実施しておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、3ということにいたします。

それでは、次の④へ参ります。

【自動車検査法人】 33ページ、④ですが、社会ニーズに対応した各種業務でございます。

まず1)でございますが、走行距離メーターの改ざん排除のための総走行距離計の表示値確認業務でございますけれども、これは引き続き確実に実施をしております。

2)でございますが、昨年来非常に社会的な問題になりました不正な二次架装です。これは、鉄道保線車両とかの車両総重量超過など、こういう形で道路運送車両関係法規を免れて節税をする、そういうようなことではございますが、これにつきましては、新規検査の際に架装がどのように行われているか、そういう架装状態を示す書面を確認しまして、それと実際がきちんと合っているかどうか。今までの例ですと、新規検査を受ける際に架装を外してくる、そうして軽く見せかけるといったことがございました。あわせて、初回の

継続検査のときには車両重量を測定いたしまして、その後、実際の使用の際に追加架装していないかどうか、そういう確認を行っているところでございます。

それから、車両総重量7トン以上の貨物自動車につきましては、燃料タンクの増設といえますか、新規検査を受けてから後で燃料タンクをつけるということがございますので、個数確認。容量についても大型化することが多いものですから、そういうものについて確認いたしまして、検査証に記載するとともに、継続検査の際は、それが一致しているかどうかを見ているところでございます。

34ページ、3)でございますけれども、新規検査の際に、より抜本的に二次架装対策をとる際の一助にしようということで、国交省の音頭もございまして、外観と架装状態の画像データを取得・保存するという方針も出ました。あわせて自動車の寸法を自動測定できないかということで、このシステムを試験運用してまいりまして、19年度以降の全国配備に向けての検討を行ったところでございます。

それから、リコール届け出の端緒として、最大安定傾斜角度が法規よりも少ないという車がございました。そういうリコールがあったということでございます。そこで、傾斜角度測定機を使用して審査する要件をはっきりいたしまして、審査方法の見直しを行った。それによって確実な審査を実施しているというところでございます。

5)でございますが、不正改造車や基準不適合車を排除するために、主なカスタムカーショー、五つほどございまして、ユーザーの希望に応じてカスタマイズするという車を展示する会でございますが、そういうところに検査官35名を派遣いたしまして、1,940台の展示車両の中から、公道走行ができないのにそれが明示されていない車150台と部品の展示者9社につきまして注意を喚起して、啓発活動を行ったということでございます。

またさらに、自主改善努力事項ではございますけれども、18年度から新たにカー用品ショップで実態調査を行いました。車検適合品と表示されて売られている用品、部品があるわけですが、こういうものが間違っ取付けられて、そして検査場に来てはねられるというトラブルが後を絶たないこともございまして、そういったものをもとから、販売の際に注意をいただくということなので、基準不適合あるいは基準不適合のおそれのある部品、用品については、不適切な表示あるいは販売方法についてカー用品ショップに対しての啓発活動を始めたところでございます。

それから、不正打刻の関係でございまして、18年度には233件ございました。この

うち20件が盗難車で、警察通報が54件という状況でございます。最近の不正打刻について、我々としてもどうしたらいいのかということがございまして、プレス発表を行って、社会的にも注意を喚起したところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 いかがでしょうか。内容が多岐にわたっておりますけれども、それぞれ着実に実施しておられるということだと思いますが、ご意見があれば。

【委員】 34ページの5)の後段に自主改善努力事項と書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。

【自動車検査法人】 これは、第1期中期目標では示されていなかったけれども、法人として、こういったものは必要だなということで追加で行うようにした事項でございまして、評価としては、本当は一番後ろのところで評価いただくことですが、関連しているので、ここにあわせて書いたということです。

【委員】 これは別途評価するということですね。

【自動車検査法人】 この部分の評価は、実は最後のところでしていただくことになっております。

【分科会長】 中期計画の段階では明示されていなくても、やる過程で新たに発生した問題を自主的に取り上げて取り組んできたということですね。

【委員】 これはすごくいい取り組みだと思うのですね。

【自動車検査法人】 それで、非常によいということで国土交通省の目標にも入りましたので、第2期では正式に計画の事項として入っております。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ちょっと話はずれるかもしれませんが、最近、いろいろなインキ商品が売られていまして、今公正取引委員会の調査対象になっているのですけれども、こういったものも紛れ込んでいるのじゃないかなと思います。検査とは直接は結びつかないのですけれども。

それで、これは3ということで評価させていただきたいと思います。

それでは、その次の(5)に移らせていただきます。

【自動車検査法人】 37ページ、(5)でございまして、国民の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力でございます。

38ページにございます。非常に簡単でございますけれども、①として、交通安全運動、

不正改造車の排除運動、点検整備推進運動、あるいはディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンといった政府あるいは国交省のキャンペーンに参画しております。その期間中、特に街頭検査あるいは黒煙検査の強化を行っておりまして、運動を積極的に支援協力しているというところでございます。

以上です。

**【分科会長】** これも、キャンペーンを各種展開しておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【分科会長】** それから、②ですね。

**【自動車検査法人】** ②でございます。ここは非常に細切れの評価になっております。

全国の事務所で、一般の方々にも検査場を見ていただく、それを見て理解を深めるということをやっております。検査場の見学会でございます。38ページの下の表にございますように、18年度は7,140名、524回に対してそれだけの方に来ていただいたということでございます。

以上です。

**【分科会長】** そういうことで、着実にやっておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【分科会長】** それでは、その次の③に参ります。

**【自動車検査法人】** ③でございますが、似たようなことが書いてあるのでございますけれども、高度化の下準備ということでございまして、検査場の審査結果を電子化するためのシステムについて、審査項目を増やすとか、あるいは審査結果データの分析等の手法について検討を進めてまいったところでございます。

以上です。

**【分科会長】** これも、着実にやっておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【分科会長】** それでは、(6)へ参ります。

**【自動車検査法人】** (6)安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応でございます。

40ページにございまして、①でございませう。法人発足以来、アクセル全開空吹かしによる目視検査ということを行ってきたのですが、その後、25%規制、ディーゼルスモークメーターで反射率が25%ということですから、大分少ないほうの車ですが、これについては目に見えないということで、全数黒煙測定器を用いて検査を行うこととしております。それから、40%・50%規制車についても、極力黒煙測定器を用いて検査するというございませう。

これは健康影響等もございませうので、黒煙処理装置を設置した事務所では、順次すべてのディーゼル車を、40%・50%規制車であっても黒煙測定器を使用して客観的な黒煙濃度測定ということにしております。18年度は、31の検査場に黒煙処理装置を設置いたしまして、全数機器測定に移行しております。そのほか、必要な上屋延長などを二つの検査場で行ったということございませう。

以上ございませう。

**【分科会長】** 黒煙の検査に重点を置いて進めておられるということと、黒煙の処理を事務所内でちゃんとやっておられるということございませう。そういうことございませう、実績としては評価できるのではないかとということございませう、4ということにさせていただければと思ひませうが、何かご意見があれば、お伺ひませう。

**【委員】** 専門家がそう言われるのございませうから……。

**【分科会長】** よろしゅうございませうかね。それでは、4というふうにございませうさせていただきます。

それでは、次の②、③と続けてやっていたらと思ひませう。

**【自動車検査法人】** ②でございませうが、新長期規制が排ガスについて導入されました。ほとんど煙は見えない状態になります。そのため、オパシメーターを使用した粒子状物質の検査を導入するということございませう、国交省が新たな排出ガス検査手法検討会を設けておりますので、法人も参画して検査手法の検討を行っております。また、具体的にオパシメーターを19年度以降配備いたしますので、その仕様書案の作成を行ひませう。

また、排気騒音でございませうけれども、これもなかなか難しい問題で、国交省、環境省が検討会をつくってございませうして、これに参画して引き続き検討に協力しているという状況でございませう。

以上ございませう。

**【分科会長】** ありがとうございませう。

いかがでしょうか。こちらは、②も③も着実に進めておられるということで、3にしてはいかがかというふうにご提案申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 よろしゅうございますか。

たびたびオパシメーターというものが出てまいりましたけれども、これは、フィルターで黒煙をとる、それで反射率を見るというものから、光の透過度で粒子状物質全体を測定するというものになってまいりました。これも、より合理的な粒子状物質の評価のための方法だと思っております。煙は黒くなくても、やはり粒子状物質が排出されますので、それも含めた検査が可能になると思います。蛇足ですが、ちょっとご説明いたしました。

それでは、(7)へ参ります。

【自動車検査法人】 (7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討、これにつきましては41ページでございます。

これは、世界の自動車の検査屋の集まりとして、国際自動車検査委員会というものがあります。そこに参画いたしまして、18年度はハノイで総会が開かれました。特にアジアで初めて開かれた総会ということで、二輪の検査とか、そんなことが話題になったわけでございます。そこでプレゼンテーションを行うなど、諸外国と情報交換を行っているという状況でございます。

以上です。

【分科会長】 これも着実に、国際的な視点に立って進めておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。

それでは、(8)海外技術支援へ参ります。

【自動車検査法人】 42ページです。(8)海外技術支援でございますが、18年度は、国際協力機構のプロジェクトへの取り組みということで、海外からの研修員の受け入れを8名について行ったところでございます。

以上です。

【分科会長】 こちらも、そういう受け入れも含めてやっておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、その次の予算へ参ります。

【自動車検査法人】 これは、3番から6番までまとめてということをお願いしたいと

思います。

【分科会長】　　そうですね。そのようにお願いいたします。

【自動車検査法人】　　財務諸表で詳細な内容をご説明してございます。その関係で、3は省略ということにさせていただきます。また、4の短期借入金はございませんでした。47ページ、5の財産譲渡、担保も実績はございません。それから、剰余金も実績はございません。

以上でございます。

【分科会長】　　それでは、予算に関しては3ということによろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

【分科会長】　　それでは、7番の（1）のご説明をお願いしたいと思います。

【自動車検査法人】　　7の（1）です。主務省令で定める業務運営の重要事項、（1）として施設整備の計画でございます。

これは50ページでございます。先ほど来ご説明してきたところでございますが、審査場の新設については、八王子で二輪車上屋を新設いたしました。

審査機器の新設については、17基を庄内事務所ほかに設置いたしました。

審査上屋の改修では、見学者の通路を2カ所、上屋屋根改修を62カ所、床面改修を25カ所、空調等を12カ所ということでございます。

このほか、17年度から繰り越した、要するに工事に2年かかったということでございまして、相模の検査場の建てかえと高知の見学者通路の設置もあわせて実施しています。

以上です。

【分科会長】　　これも着実に進めておられるということで、3というふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

【分科会長】　　それでは、次に（2）の人事に関する計画についてお願いいたします。

【自動車検査法人】　　51ページ、（2）人事の計画でございます。

これは52ページでございます。実績値がございまして、年度末の常勤職員数を6人削減しております。これは、0.7%の人員を削減することとしますという年度計画がございまして、これにほぼ相当いたしますので、年度計画に達していると考えております。

以上です。

【分科会長】　　着実に実施しておられるということで、3ということにさせていただけ

ればと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

**【分科会長】** ありがとうございます。

それでは、最後の総合評価に移りたいと思いますけれども、これに関しては事務局からまずご説明をお願いしたいと思います。

**【国土交通省】** それでは、総合評価ですが、A3の資料の最後のページになります。

まず、今採点をしていただきました項目ごとの業務運営評価から総合評価ということで点数をはじくものと、それから、下にございますけれども、これまでの業務の実績ですとか課題・改善点等、その他自主改善努力についての記述式の評価に分かれております。

まず初めに、これまでの合計を計算してみますと、既に入っている数字は分科会長試案のもので入っております、今の審議の結果、特に点数に関しては変更がございませんでした。項目数としては全部で27、各点を合計してみますと83点になりますので、これを公式に当てはめて計算しますと102%ということで、この下の区分からいいますと、全体としては「順調」という区分に該当いたします。

それ以下の具体的などころについては、分科会長をお願いしたいと思います。

**【分科会長】** いかがでしょうか。83ということですね。4が三つあって、2が一つありプラス2になって83ということになるわけですね。

それでは、総合評価でございますが、ここに一応の試案がございますけれども、どういたしましょう。読み上げましょうか。あるいは、これをぱつとごらんになって、何かプラスアルファがございましたら、ご提案いただいても結構ですが。

読み上げましょうか。「法人の業務の実績」ということで、

自動車検査独立法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう組織を挙げて全力で取り組んでいる。

また、街頭検査や車両の不具合情報の収集のように国民生活に多大な影響を与える項目で大幅に実績を向上させているほか、業務運営の効率化や人事に関する計画は着実に実施されている。

さらに、自動車検査独立行政法人特有の項目である受検者からの不当要求や不正受検事案への適切な対応も考慮すると、法人の業務の実績は順調であるものと

評価する。

ということであります。

ほかに何かプラスすることがございましたら、おっしゃってください。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、次の「課題・改善点・業務運営に対する意見等」ということで、

第2期中期目標期間においては第1期以上の職員削減や経費面での効率化が求められている一方で、事故件数、コース閉鎖時間の更なる削減が求められており、安全対策等のための施設の整備については、必要な予算を確保して整備を進めることが必要である。

これも、事故の防止とかコースの閉鎖による受検者の待ち時間の増大、こういったことを減らしていくことが重要だと思いますし、また、事故についても具体的に中身をよく精査して、結局老朽化した設備というものも含めた、予算をちゃんと確保した上での整備を進める必要があるということであります。

これは非常に重要なことだと思いますが、しっかり予算を確保していただくことが大前提になると思います。

【委員】 これは、すごく難しい書き方と言うとおかしいけれども、非常に難しいことだと思うのですが、結局、目標が達成できなかったときに、設備が古いから目標が達成できなかったと言うのか言わないのかみたいな、さっきのところですが、それはどういうふうに考えて、書いてもしようがないのじゃないかという意味が半分と、その予算を確保する責務はどこにあるのかというのが——そうですか。わかりました。

【分科会長】 そうですね。これは中期計画全体の問題でもあるわけですね。今ここで言っているのは18年度の話だと思いますけれども。

【国土交通省】 独法として、こういう老朽更新にかかわる経費をやはり重点的に配分していただいて、対応していただくという趣旨でございます。

ただ、当然独法も、来年度以降、自己収入と国から渡すお金というものがありますから、

それが小さい中でしっかり手当てしろよと言われてもなかなか難しい面もあります。基本的には、あくまで独法がそういう老朽更新にちゃんと予算を手当てして、自主的に対応していきなさいということではございます。もともとの財源そのものは、今申しましたように自己収入と国からの財源に基づいていますので、そこについて国側も一定の努力をしていかなきゃいけないのかなとは思っております。

【委員】 分科会長試案にある文章が一つのセンテンスにまとめられてしまっていることもあると思うのですね。

【分科会長】 どこかで区切ったほうがいい。

【委員】 予算を確保するということと、コース閉鎖時間等々、事故をなくすということを二つに分けて、予算の問題はともあれ、そういった努力をまず確実に続けるということと、それから予算を確保するというふうに分けてはいかがでしょうか。

【分科会長】 そうですね。予算だけでは済まない面がありますので、ご提案のようにここで分けて、文章を二つにしたほうがいいと私も思います。

【委員】 目標値を定量化できるものについては定量的にして、それを予算とリンクしたような形で設定していくということを明確にしたほうがいいのじゃないですか。

【分科会長】 そうですね。これは中期計画のような内容でもあるわけですね。

【委員】 そうです。

【分科会長】 中期計画は全体の評価の後で出てきますので、その話を少し言及したいと思えます。

それでは、先ほどの岩貞委員のご指摘のように、「コース閉鎖時間の更なる削減が求められる。」ということで、ここで切りましょうか。「また、必要な安全対策等のための施設の整備については、予算を十分に確保して整備を進めることが必要である。」そういうふうにしましょうか。

【自動車検査法人】 済みません、53ページの説明をまだしておりませんので、この53ページを説明させていただけますか。

【分科会長】 失礼しました。では、どうぞ。

【自動車検査法人】 53ページですが、大きなⅢとして、自主改善努力に関する事項ということで2点ございます。

自動車社会秩序維持のための取り組みということで、内容は先ほどご説明したようなこととございまして、カー用品ショップの車検適合品なるものを、適切な表示あるいは販売

方法について啓発をするということでございます。

もう一つは審査事務規程の改正内容の周知でございまして、ホームページにどなたでもわかるように規程の全文、改正概要、新旧対照表を掲載しております。また、関係団体に説明会を2回実施いたしました。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

これには、例えば車両の寸法が違ったり出っ張ったりするようなものとか、不法なマフラーとか、いろいろありますよね。あとは、さっき言いました、燃費改善とか排ガスがきれいになるとか、そんなものもあるのかなと思いますが。

**【自動車検査法人】** 主に、単品ではよろしいのですが、取りつける場所によっては不適合、そういうものがあるのですね。そういう注意を守ってつけていただければ、これは車検適合品ですが、そうでないと不適合品になってしまう。そういうものがきちんと表示されているか。あるいは、販売のときに、黙って適合品ですよとって売ってしまっているかどうか。そういったところをポイントにしております。

分科会長の再三のご指摘のある燃費対策装置、これはやはり機械にかけて性能を出さないといけないものですから、ぜひ環境省なり国交省の環境課なりでそういう区分けをした上で、そういうものをきちんと売っていただくということになるかと思えます。

**【分科会長】** わかりました。

そうすると、こういう製造メーカーとかカーショップに対する啓発と、それからユーザーに対する啓発の両方が必要になってくると思えます。

そういうふうにご説明をいただいた上で、「その他」の文言はよろしいでしょうか。

自主改善努力事項として、カー用品ショップにおける販売部品・用品の実態調査を行い、「車検適合品」と表示されていながら、基準に適合しない又は取付位置や取付方法により基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品やカー用品に対して不適切な表示や販売方法等についての啓発活動を行ったことは、交通社会秩序維持の観点から評価できる。

ということであります。

これは、法的な強制力というよりは、啓発ですね。予防措置といえますか。

【自動車検査法人】　　そうです。むしろ、法律では今のところ何もないところなので、しかし、それを間違っつけて検査場に來たりしますと、当然だめと言われますから、ショップにしてみても、販売してもそれが商売にならないということがありますし、私どもにとってはトラブルですし、ユーザーにとっては貴重な時間とお金を浪費するということになります。

【分科会長】　　わかりました。

それでは、こういう文言で進めさせていただければと思います。

【委員】　　これは、ここに書くだけですか。点数には反映されないのですか。

【分科会長】　　これは自主改善努力ということなものですから。

【自動車検査法人】　　第2期のときはきっと評価していただけるのじゃないかと思っております。

【委員】　　次に生きるということですね。わかりました。

【分科会長】　　ただ、これを書いておくということは、非常に意味のあることだと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、ここで一段落しましたので、休憩の時間をとって、35分から再開ということにさせていただきますでしょうか。では、10分休憩とさせていただきます。どうもありがとうございました。

( 休 憩 )

【分科会長】　　それでは、再開させていただきたいと思います。

3番目の議題であります第1期中期目標業務実績の評価に入ることといたします。事務局から評価の進め方についてまずご説明を願いたいと思います。

【国土交通省】　　本議題に関します資料は、8-4の中期目標に係る業務実績報告書と8-5の中期目標期間業務実績評価調査(案)、もう一つ、中期計画期間中における評価、14年から17年までのものと本日の分科会長試案を1枚にまとめた資料8-6、この三つを中心にご審議いただければと思っております。

実際の評価の方法につきましては、年度評価と同様、国交省基本方針に基づいて行われることになりまして、評価方法につきましても、5段階評価については同様となっております。ただ、採点が点数ではなくて、CからSSまでの評価方式となっておりますので、

よろしくお願いたします。

また、各項目の評価を踏まえました総合評定もございますので、あわせてよろしくお願いたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、年度評価と同様に、項目ごとに進めたいと思いますけれども、そういう形でよろしゅうございませうか。——それでは、そのようにさせていただきます。

1項目ずつ、各項目の括弧のついたものごとに区切って進めたいと思いますので、検査法人から手短にご説明をお願いいたします。

【自動車検査法人】 資料8-4でございます。中期目標に係る業務実績報告書の5ページからご説明いたします。

2が業務運営の効率化に関する事項で、(1)が組織運営でございます。

この中期計画期間中、スタッフ制を導入して、検査官を担当別に専門スタッフとして配置いたしました。また、人員の削減計画を踏まえた再配置を行うことでやってまいりました。総合的な業務量指標をつくりまして、検査職員1人当たりの業務量が平準化されるような計画をつくりまして、26人の削減と15人の振りかえを行ったわけでございます。

なお、この取り組みでございますけれども、当評価委員会分科会の評価を総務省の評価委員会で、平成16年度、独法の業務実績評価に対する意見において、先進的な取り組みを行っている例として取り上げられたということでございます。

要員削減の対象となった事務所はそれなりにつらいことがございますが、検査機器改良、検査官任命者の優先配置などの対策を行っております。また、中期計画期間中に、新たに業務支援制度ということで、突発的な要員不足対策として近隣の事務所から応援する体制もつくったところでございます。

具体的な要員の再配置につきましては、6ページに表がございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

評定の結果のあらわし方ですけれども、これは5段階表示になっておりまして、あらかじめ申し上げておきますと、SSが「特筆すべき優れた実績を上げている」、Sが「優れた実績を上げている」、Aが「着実な実績を上げている」、Bが「概ね着実な実績を上げている」、Cが「十分な実績が上げられていない」というものであります。

そういう尺度で評価をいただきたいと思いますが、資料8-6も横目でごらんになりな

から評価をしてまいりたいと思っております。

まず、今ご説明いただいた組織運営でありますけれども、来生委員と石津委員は評価がかなり分かれておりまして、悩ましいのであります。いかがでしょうか。今ご説明がありましたように、目標に対して、スタッフ制の導入を図るとか、いろいろ工夫をしておられるということもありますし、総務省から先進的な取り組みとして取り上げられていることでもありますので、Sというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 だけれども、ずっと3で来てSというのは。

【分科会長】 そうですね。スタッフ制を導入して、ずっとそういう状態で来たということになるでしょうか。

【委員】 中期計画で長く見たときに実績がやっとながって来たということではないでしょうか。

平成14年度のスタッフ制導入が、当初は3と考えていたのが、非常に効果があったという理解かなと思っておりますけれども。

【国土交通省】 毎年度の評価においては、今年はこれだけ削減をしてということについては計画どおり進んできましたが、5カ年というスパンでとらえてみると、全体としての数の削減に加え要員の再配置ということで、適切な配分が、中での再配置という実績として、5カ年というスパンでとらえたときには本当に有効に機能するような形で成果が上がりましたねという評価でもいいのじゃないかなと思うのですが。

【分科会長】 そうですね。要員の再配置ということも含めて、そういう評価にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 それでは、次の(2)のご説明をお願いします。

【自動車検査法人】 7ページの(2)人材活用でございますが、これにつきましては、事務能率、技術向上に貢献があった職員あるいは一般の模範となるような職員について、業績表彰を行ってまいりました。7ページ下の表にございますような表彰の経緯でございます。15年度以降、制度を設けて表彰してきたということでございます。

以上です。

【分科会長】 これはAということにさせていただきたいと思っておりますが、先ほどちょっと古川委員からもありましたけれども、こういう表彰をちゃんとやっているということで、

意識の向上を図っているということでもあります。

【委員】 最近の傾向として、表彰をたくさんやるという傾向が世の中にあるような気がするのですが、これは数が結構少ないですね。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

【自動車検査法人】 これは、今まで個人が多かったのですが、事務所として頑張ったものとか、そういったところも表彰すべきではないだろうか。あるいは、地方の検査部単位で表彰相当と考えるようなところも今後は入れていこうじゃないかということで、範囲を広げていく方向にございます。具体的には、19年度にそういう事務所表彰も始めたところがございます。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 おっしゃるように、八百何名おられるわけですね。確かに、5年間で800人中20名ぐらいですか。

【委員】 前回も私は、表彰は増やしていくべきだと申し上げたのですが、18年度に少し落ちているというのが、私ももったいないなと思っているところなんです。

今までは一定のレベル以上の何かをなさった方に表彰しているのに対し、それ以下のものでも表彰していくと、それ以前の方の価値が薄れてしまうというのはわかるのであれですが、もうちょっといろいろバリエーションをつけて、表彰は結局、先ほども古川委員がおっしゃったように、やはり業務につかわれている方のモチベーションアップにつながると思いますし、こういう言い方をしてはなんですが、検査業務をされている方というのは、毎日が割とマンネリ化しやすいような業務をなさっているので、メリハリをつける意味でも、何かもうちょっと表彰制度自体をいろいろな形で考えていただければと考えます。

【委員】 さっき私が言ったのは、例えばデータが、毎日のものがどれぐらいの精度でとれているかということがデータ化してくると、全国で自分が今何番目ぐらいなのかとか、そういうところも割とわかってくる。公表するかどうかは別としまして。そうすると、もっと上に行ってやろうというような意欲も出てくるのじゃないかなと。

【委員】 それと、最近数を増やしているというのは、例えば部長が表彰するとか、何かシステム自体が変わってきているような気がするのです、世の中全体が。それで、もっと褒める機会をつくったほうが全体としていいだろうと思うのですが。

【分科会長】 そうですね。また教育機関のことを申し上げて恐縮ですが、褒めたほう

が教育効果というのは必ず上がりますね。しかつたり、欠点をあげつらって責めるよりも。褒め殺しはいけませんけれども。確かにおっしゃるとおりなので、これは中間目標に対する評価ということなものですから、次期の課題というふうに受けとめていただいて、多様な表彰のあり方を探っていただければと思います。一応ここではAというふうにさせていただければと思います。

では、意見のところに書かせていただくような形でも結構かと思しますので、ちょっと文案をご配慮ください。

それでは、その次の（３）へ参ります。

【自動車検査法人】 ８ページ、（３）業務の効率化でございます。

この点につきましては、管理・間接業務の効率化、本部での一括契約、外部委託などを行ってまいりました。一般管理費につきましては、中期目標期間中で総額５億４，３０３万８，０００円というところが、４億８，２４７万４，０００円ということでございます。

そういうことでございますので、９ページにございますように、目標値１．３％程度の抑制に対しまして抑制率は１６％、目標値を大きく上回っております、これは備品・消耗品購入費の節約をすとか、あるいは会計システム、これはコンピューターシステムですが、この運用支援体制の見直しをしたとか、こういったことによって節約する。そんなことをやった結果であるということでございます。

数字につきましては、９ページの表にございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

この項目に関しましては、欠席された２人の委員もＳをつけておられまして、管理費の大幅抑制につながったということが、いろいろな努力からそういう結果があらわれているということで、Ｓというふうにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。それでは、その次の（４）へ移りたいと思います。

【自動車検査法人】 １０ページです。業務・システムに係る監査と最適化計画の検討でございますが、パソコンのネットワークシステムについてシステム監査を実施した。これによって、コスト削減、透明性確保、運営合理化についての検討を行ったということでございます。

以上です。

【分科会長】 これについては、政府の方針に従って、いろいろな監査等の実施すべき取り組みをすべて実施してきたということであります。そういうことで、Aというふうにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、その次の項目、3に移らせていただきますが、その中の(1)をお願いします。

【自動車検査法人】 11ページ、業務の質の向上という大項目の中の(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施でございます。

先ほど理事長のあいさつにもございましたように、これは法人として一番の基本の基本ということで始めたわけでございます。審査事務規程の制定、保安基準あるいは現場提案ということで改正を行ってまいりました。また、第2次不当要求防止対策という名前の通達に基づいて、業務の適正な執行と警察との連携強化を行ってまいったわけでございます。

具体的には、早い段階から不当要求防止責任者を200人選任しておりますし、警察との連携強化をずっと維持してまいりました。県警本部長あるいは刑事部長などを理事長が必ず表敬訪問するといったことも行ってきたわけでございます。こういう不当要求、威圧・暴力行為には複数の職員で組織的に対応する。いわゆる行政対象暴力などで今言われているようなことを早い段階からやってきたということでございます。

また、職員に対する知識として、不当要求対策に関する講義、あるいは顧問弁護士による講義も刑法の関係で行っております。それから、不当要求体験者による体験聴講とか、そんなことも行っております。

不当要求については、やはりどこかに情報が潜ってしまうということが一番怖いわけでございますので、すべて細大漏らさず本部に報告していただくという仕組みにしております。期間中に2,804件報告がございまして、必ず毎年発表して、警察署なり県警本部に協力を依頼するときの材料にするとともに、検査法人というのは一体どれぐらい危険な職場であるか、そういったことを毎年再確認しているということでございます。

12ページでございますが、②として管理・責任体制、緊急時対応訓練の話がございまして、これは、チーム制での意思疎通、管理職によるコース常駐、巡回をやってまいりました。また、防犯カメラ、ICレコーダーの配備、それから、特に不当要求の多いところは警備員の配置を行っております。期の途中から一部の事務所で模擬訓練を始めまして、これはよいということで全国の事務所でやっていただくように展開いたしまして、今は全

国で毎年200回程度実施しております。警察官が不当要求者に扮しての訓練なども行われているという状況でございます。

③の監査機能でございますが、監事監査に加えて、調査・指導要領ということで内部の統制、業務関係の統制、調査指導を行っております。本部は68カ所、検査部は91カ所実施いたしまして、実態把握とともに改善指導に当たっているということでございます。

13ページに、不当要求の発生件数、年次別の数字もございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これについてもかなり評価できると思っております、Sとしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にこういう厳正中立な業務の実施が重要な事案だと思います。その実績を上げておられるということではありますが、いかがでしょうか。Sでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、その次の(2)に移らせていただきます。

【自動車検査法人】 (2)は14ページでございまして、利用者の利便性向上でございます。

これはたくさん項目がありますが、最初に14ページの①利用者の審査待ち時間の低減対策ですが、ホームページを期の途中で改訂いたしまして、混雑時期に関するの事務所ごとの情報提供を行いました。18年度になってからですが、検査予約の実態について国と共同調査を始めたということがございます。また、機器故障が原因でコースがとまらないように、定期点検の委託を行いまして、維持管理を確実にを行うということをやってまいりました。

結果でございますけれども、18年度は、コースの総閉鎖時間は2,163時間余り、15年度が2,149時間余りということですから、約0.6%の増加となっております。特に継続検査コースは、閉鎖時間が4.4%増加しているということで、増加傾向にある。先ほども申し上げましたように、10年以上経過した古い機器による閉鎖時間が6割でございますので、これは中期目標期間中、検査機器の更新が滞って、検査機器の老朽化が進んだことが原因であるというふうに推測しております。

②でございますが、利用者の理解向上対策です。ホームページは、平成14年7月に開設して以来、16年10月に全面的な改修を行いました。これまで1,109件の問い合

わせがありました。先ほどのようなご意見はございますが、とりあえずFAQの項目数を増やしたり整理をしてリンクを張るといったことで、問い合わせを直接打ち込むのではなくて、FAQをごらんいただいてから問い合わせをするという仕掛けにしております。

パンフレットにつきましては、初年度にパンフレットを作成して以来、延べ3万部を配布しております。英語版は1,500部でございます。

コーポレートアイデンティティーについては、運営の基本理念、キャッチフレーズ、ロゴマーク、イメージカラーといったものを決めまして、検査の制服とか制帽、あるいは看板などにも使って、職員の士気向上と方針全体の統一性を図っているところでございます。

環境報告書については、法令に基づいて作成することになっておりますので、掲載したということでございます。

それから、③利用しやすい施設整備でございますが、これについては、国の時代の施設基準を見直して、15年6月に制定をしたわけでございます。特にバリアフリーの見学者通路に力を入れておりまして、18カ所に新設して、累計で93事務所中57事務所まで設置が進んでおります。

検査場の建てかえ、改修、修繕、こういったものは、どちらかという今までは壊れた時点で改修という考えでございましたので、更新基準を新たに制定いたしまして、清潔で明るい検査場で快適に受検していただけるような改修、再塗装を行っております。

事務所の移転でございますが、中国検査部、奈良、福山の3カ所につきましては、検査場を移転、新築しております。ここでは、バリアフリーの見学者通路を初め、最新の機器が設置されております。

4)にございますように、平成17年度から音声誘導措置を、これまではマルチテスターのみに設置しておりましたが、ほかの機器にも標準仕様にいたしました。また、どこのコースに入るかということが決まっている車もございます。その場合、注意事項などの案内表示を設けまして、また職員が説明を行っているところでございます。

二輪の審査ですが、これは非常に危険性もございますので、7事務所について専用機器を新規導入いたしました。敷地の関係あるいは検査場内部のスペースの関係で設置が進んでおりませんが、93事務所中46事務所まで設置が進んできたところでございます。

17ページですが、審査業務中の事故状況の発生分析をいたしまして、内部へ展開するとともにプレス発表を行って、受検者の意識不足による事故防止、これは協力を呼びかけております。

審査業務中事故は延べ842件発生しております。17年度から安全衛生管理基本方針をつくりまして、それに基づいた実施計画を毎年策定して、職場安全点検の実施、それから連続無事故日数表示運動、これで表彰もしていこうということでございます。さらに、安全作業マニュアルなどを策定しております。

具体的に18ページに、コースの延べ閉鎖時間がどのように推移してきたのか、ホームページ、事故発生件数の推移、それから検査機器の新設・更新状況、特に大小兼用コースなどが非常に滞っておりました。そういったところの数字が書いてございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

今ご説明いただいたとおり、若干悪化しているような面もありまして、いい面もあるわけですが、①②③という項目を全部勘案しますとBという評価になりますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、Bという評価にしたいと思います。

それでは、(3)をお願いいたします。

【自動車検査法人】 19ページ、(3)です。適正かつ効率的な審査業務の実施でございますが、20ページにあります。

①の職員研修の実施でございますが、研修時間につきまして、15年度と18年度を比較しますと、649時間から909時間余りということで、コース設定が4割増加したということでございます。

研修コースも再編成いたしましたし、研修コースの充実を図るために、対象者に応じたきめ細やかなコースの新設・再編成を行っております。例えば再任自動車検査官というような、しばらく検査コースを離れていた人とか、あるいは施設担当官という専門的な検査官の知識養成、こういったことに手をつけております。

また、八王子事務所は中央実習センターに隣接しておりますので、実際に業務を行っているところでございますが、その施設を活用して審査技術研修を行っております。実際に受検者の一般車両が来ますので、実践的な審査技術の研修ができるということでございまして、そういう研修も導入したということです。

それから、検査官の早期昇任傾向がありますので、早期養成に向けたコース短縮を図っております。

それから、②業務改善の継続的検討とその実施ということでございまして、意見、要望、

提案のためのNAVIポストを設けまして、延べで33件ございました。13件については業務改善につなげております。プロジェクトチームで重要なものについては改善項目を継続的に検討しております。また、アドバイザー会議も設けておりますし、16・17年度はアンケート調査を行いまして、それをもとに受検者への案内方法の業務改善について検討を行ったところでございます。

(イ)にございますように、職員の研修については20%程度研修時間を増加するという目標がございまして、増加率は40.2%でございますから、目標値に達していると考えております。

また、21ページ、業務改善でございますけれども、目標は10件程度でございましたが、業務改善数は13件でございますから、目標値に達していると考えております。

(ウ)には、主に新設あるいは再編された研修を掲載してございます。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

これに関しては、かなりいろいろと多角的に、職員の研修ですとか、そういう業務改善のいろいろな取り組みを積極的にやっておられるということで、Sというふうにしたいと思っております。先ほど、評価はどうするのか、実際に実効性はどうかというご指摘もありましたけれども、それは次期中期目標の際にまた配慮していただければと思っております。Sということではいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、その次の(4)に移らせていただきます。

**【自動車検査法人】** 22ページでございます。他機関との有機的連携の確保でございますが、幾つもの項目がございまして、具体的には23ページからでございます。

まず、①不正改造車の排除の推進でございます。これにつきましては、中期目標で40万台という目標をいただいたわけでございますが、44万3,230台ということでございました。最初の年は目標を割り込みまして、ちょっとつまずいたわけでございますが、最終的には目標を1割以上超過して達成できたと思っております。

②車両の不具合情報の収集でございますが、これは、業務量統計システムというものをつくりまして、車両不具合情報を本部に報告しております。242台、それと問い合わせの中から、これはリコールにつながるのではないかとというのが9台で、合計251台が国交省に報告されたわけでございます。8件のリコールと5件の自主改善に結びついております。

③として、事故車両の原因究明への取り組みでございますが、期間中、延べ19件調査を行っております。非常に難しいものを持ち込まれる傾向が多いのですが、3分の2ぐらいは車両火災でございました。そのほかは非常に例が少ない。そのため、具体的な実施方法の策定とかマニュアル化というところまで行うことができなかつたのは残念でございました。

④でございますが、社会ニーズ対応の各種業務ということで、1)は不正受検の摘発と再発防止策ですが、これについては、期間中46件の不正受検を発見いたしました。これは、情報共有化と国あるいは警察へ通報して措置をとっております。当然、新聞に出たものもございますし、また刑事事件として立件されたものもございます。これにつきまして、非常にゆゆしいということもございまして、私どもとしても、どういう不正受検行為が行われているかということについてプレス発表を行いました。

また、大型車等の二次架装による不正受検を防止するために、外観と架装状態の画像データを保存するという仕組みと、あわせて寸法自動測定という仕組みについて、全国配備に向けて仕様の検討を行ってまいりました。これは、第2期中期計画で高度化に結びつくものでございます。

走行距離メーターの改ざんにつきましては、これを排除するという観点から、平成16年1月に、総走行距離計の表示値を確認して、審査結果通知書に記載して車検証にも記載するという仕組みになっておりまして、これをきちんとやっているということでございます。

車台番号の改ざん受検につきましては、盗難された車が改ざんされて検査場に持ち込まれることが多いということでございます。ここで見落としますと、そういう改ざん車が正規流通車になってしまうということなので、車台番号の改ざんの発見に努めているところでございます。期間中、822件の報告がございまして、情報の全国展開、共有化を図っております。また、国へ通知しまして、盗難車情報との照会などを行っております。場合によっては、警察への直接通報も行っております。こういう内容につきましてもプレス発表をしているところでございます。

25ページには、具体的にリコールにつながった事例、あるいは自主改善につながった事例、それから事故車両の原因究明に向けての取り組みの内容、あとは不正打刻の発見件数の推移、これを具体的な数字として挙げてございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これも大いに、街頭検査も含めて不具合情報の収集それから改ざんの摘発、こういったこともやっておられますので、Sとしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、(5)をお願いいたします。

【自動車検査法人】 27ページ、ユーザー等に対しての情報提供活動でございます。

交通安全運動、不正改造車の排除運動、点検整備推進運動、ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンなどに積極的に支援協力を行ってまいりました。また、八王子で審査結果を情報提供するシステムの試験的設置と改善を行ってまいりました。これが検査の高度化につながるということでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。評価としては、Aというふうにさせていただければと思います。

それでは、(6)をお願いします。

【自動車検査法人】 28ページが(6)審査業務の体制整備でございます。

施設の維持管理は、定期点検を委託しているということでございます。特に施設に関しては専門的知識が必要だということで、第1期中期計画になりましてから初めて、専門の特別コースを設けて施設担当者の育成を開始いたしました。最初は一般コースで始めましたけれども、上級コースも設けて、こういった自分たちの実際に使用する審査機器についてもっと知識を有する形での運営ができるようになることを期待しております。

それから、保安基準の改正などに対応いたしまして、適用条項がはっきり判定できるような内容の整理、取り扱いの統一を図るということを行ってまいりました。審査事務規程について、中期計画期間において延べ40回改正を行いました。これによって、規定の整備について相当な前進があったと思っております。

特に15年7月と9月、国の保安基準の第2次と第3次の告示化ということで、これで一通り保安基準の告示化が完成したわけでございますが、それに合わせて国交省の関係通達が、これは分かれていて非常に見にくいという、前から評判が悪かったのですが、これ

を審査事務規程に一体的に明記した。また、保安基準の適用条項につきましても、保安基準のように法令で書きますと書く量が制限される、繰り返しは許されないというところがありまして、以下同様みたいなところがあるのですが、そういったところを、保安基準の適用条項がはっきりわかるような規定内容に整理をしてございます。

この結果、審査はほぼ審査事務規程だけで実施できるようになった、そんな段階まで来ておりますので、規定の明確化は、国の時代に比べて格段に進展したと考えております。

16年度以降も、さらに現場からの改正提案に基づいて改正を行いましたし、並行輸入自動車の審査要領に関しての検討結果を反映していくとか、排ガスに関しての、これも非常に難しいものですから、昔の規制をどう整理して書き込むかといったこと、あるいは二次架装問題、こういったものへの対応も行いまして、充実を図ってまいりました。

それから、低濃度排気黒煙に関する審査手法ということでございまして、だんだん規制が強化されてきております。先ほど分科会長からもお話がございました。15年6月から、アクセル全開空吹かし、従来はアクセルの空吹かしということで目視検査を行って来たのですが、いろいろ見てまいりますと、もっとしっかりした検査を行うべきだということで、アクセル全開の空吹かしというふうになりました。

黒煙汚染濃度25%につきましても、内部でいろいろ調査しましたところ、やはり目視によると判断が非常にばらつくこともわかりましたので、全面的に全数黒煙測定器を用いて検査を実施するという方針に変わりまして、黒煙処理装置を全事務所に設置して、40%・50%規制車も全数機器測定に移行するという大方針ができて、今順次そこに向けて進めているところでございます。

これは、66事務所、大体3分の2ぐらいに来ておりまして、185台の黒煙処理装置を設置して、検査を行っております。また、そのためのディーゼルスモークメーターは273台の改良型を加えまして、合計312台を保有しております。これは相当に力が入っているというところでございます。

それから、新基準に対する実務研修でございまして、黒煙測定器あるいはオパシメーターなど、さまざまな機械についての基準対応の研修を行っております。

30ページにディーゼルスモークメーターの導入数が書いてございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

基準の制定、改正がなされた場合であっても、それに対応した確実な業務体制をとって

きておられます。それから、黒煙の問題も進展しているということでもあります。そういうことで、Aというふうにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、次に(7)諸外国の情報収集等です。

【自動車検査法人】 31ページ、(7)諸外国の情報収集でございますが、これにつきましては、国際自動車検査委員会というところがございます。そこにすぐ加盟手続を行いまして、平成15年に加盟承認されました。

第1期計画期間中、3回この総会が開かれておりまして、全世界の自動車検査関係者が一堂に会するものですから、最新の自動車検査情勢がわかるということなので、情報収集を行うということと、日本の自動車検査事情について情報提供を行ったということがございます。

この期間中、国際自動車検査委員会の勧告というものがございまして、検査の品質に関する勧告が特に重要ということで、その導入に向けた検討を行っております。

また、国土交通省傘下の財団法人自動車基準認証国際化研究センターというものがございまして、そこで自動車検査の国際化の必要性と見直しについて検討が行われまして、検査法人からも参画して、報告書の取りまとめに主体的に取り組んだところでございます。

32ページにはC I T A総会への参加実績が書いてございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

これも、国際関係の活動としてしっかりやっておられるということでもあります。Aというふうにしたいと思います。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでは、(8)をお願いします。

【自動車検査法人】 33ページの(8)海外技術支援でございます。

(ア)の①でございますが、中期計画では、J I C Aプロジェクトで途上国へ職員を派遣することになっておりましたが、期間中、派遣要請がございませんでした。したがって、この実績はございません。

それから、海外からの短期の研修でございますが、下に表がございましてけれども、延べ45人の外国の自動車検査担当官に対して研修を行ったところでございます。

以上です。

【分科会長】 これも着実な実績を上げておられるということで、Aというふうにさせていただければと思います。よろしゅうございますか。

それでは、4番の財務内容の改善に参ります。

【自動車検査法人】 これにつきましては、改めて説明することは特にございませぬ。

【分科会長】 そうですね。計画どおりに予算が執行されているということでありまして、達成状況としても着実な実績を上げているということで、Aというふうにさせていただければと思います。

それでは、その次の5番をお願いします。(1)ですね。

【自動車検査法人】 36ページ、施設及び設備の計画でございますが、審査場の新設等につきましては、移転新築は3カ所、建てかえは2カ所、審査コース増設は1カ所、二輪車審査コース新設は4カ所を実施いたしました。

審査機器の新設については、マルチテスター56基を設置いたしております。

審査上屋の改修等は、見学者通路設置が9カ所、上屋屋根改修が232カ所、床面改修が125カ所、空調設備改修が39カ所でございます。

ごらんいただきますと、審査場の新設の項目が51億5,200万円という計画になっておりますが、29億3,000万円という少ない数字になっております。予定額の57%となっておりますが、宮城県における新しい国の自動車検査登録事務所の設置が見送られたということがございました。また、練馬事務所の検査場の敷地内建てかえが、工法について再検討が必要であるということで、これも見送られました。そういったこともありまして、それが主因でほかの審査機器の新設などにも影響して、予定額の8割にとどまっております。

以上です。

【分科会長】 計画に沿った施設及び設備に関する整備が行われていると思われまして、Aということではいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、(2)をお願いします。

【自動車検査法人】 38ページは人事に関する計画でございます。

①人件費に関する計画がございまして、これは中期計画に書いてございますように、「平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行う」

ということでございます。その中で、これは期間がまたがっておりますから、第1期中期目標期間中においては、「概ね0.7%の人員を削減することとします」ということとさせていただきます。

これにつきましては、中期計画で設定した「概ね0.7%の人員を削減」のとおり、常勤職員を6名削減しております。また、役職員の給与体系については、見直しを行っております。

39ページですが、人員に関する指標というものがございます。これは変更のない、第1期当初からの削減計画でございます。これは「期末の常勤職員を期初の99%以下」ということにされておりました。そのとおり、11名削減したということとさせていただきます。

(イ)にございますように、①の人件費計画は、0.7%相当の計画値に達していると思います。②の人員指標でございますが、これも98.7%ですから、中期計画値に達しているということとさせていただきます。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

今ご説明のように、目標に対して着実に実績を上げているということとありますので、Aというふうにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【分科会長】** どうもありがとうございました。

それでは、次に、自主改善努力に関する事項ということでご説明をお願いします。

**【自動車検査法人】** これにつきましては、自主改善努力に関する事項ということで、3点ほどございますが、自動車社会秩序維持のための取り組みということとさせていただきます。

平成17年度から始めておりますが、もちろん18年度も実施いたしまして、今年度も実施予定ですが、五つのカスタムカーショーに検査官30名を派遣して、3,771台確認しました。その結果、延べ424台、部品は12社、文書で注意喚起をしております。これは、基準不適合車、不正改造車の啓発活動を行ったところとさせていただきます。

なお、2年目になりますと大分浸透してまいりまして、といっても大分むらがありますが、協力していただける主催者は大分協力をしていただけるようになりました。まだまだ進めなければいけないと思っております。

18年度は、18年度のところでご説明したように、カー用品ショップに対しての車検適合品表示部品の啓発活動を行ったということとさせていただきます。この活動は、次期中期目標

で新たな項目として取り入れまして、今後拡大が見込まれているところでございます。

2番は審査事務規程の改正をホームページに掲載したということでございまして、40回改正をしてきた。期の途中で、一般の自動車ユーザーから審査事務規程がわかるようにしてほしいという要望がございまして、それをきっかけに最新の事務規程全文の掲載を始めました。後に改正概要とか新旧対照も追加いたしまして、受検者はもとより、指定整備事業者の方にもご利用いただいていると聞いております。最近、指定整備事業者などからのメールの問い合わせも増えております。

3番は審査事務規程の改正に伴うパブリックコメントの実施でございまして、審査事務規程の改正については、本来パブリックコメントを実施する必要は必ずしもないわけでございますけれども、並行輸入自動車につきましては、特にこの取り扱いをしている事業者の方は関心があるということで、パブリックコメントを実施しました。57件のコメント提出があったということでございます。

以上ですが、ちょっと先ほど説明をしそびれてしまったところがございます、42ページですけれども、予算等の計画の中で別紙1というものがございまして、42ページの一番下のところで、総利益の15億7,000万については、注4として「総利益は、国庫に納付することを予定している。」中期の最終の段階でお返しすることになっておりますから、その旨をこの実績報告書に明記しておきました。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

そういうことで、自主的な取り組みも進んでやっておられるということでもあります。

それでは、最後に、業務運営評価の実施状況全体に関する総合的な評定を行いたいと思います。

これは、A3の横長の最後のページをお開きいただきたいと思います。先ほどの18年度と同じように、「中期目標の達成状況」「課題・改善点・業務運営に関する意見等」「その他」ということでまとめさせていただきました。これに関して、読み上げることは差し控えますけれども、追記すべきことがあればおっしゃっていただきたいと思います。

先ほど岩貞委員から、課題・改善点のところ、真ん中ぐらいで切るべしということがありましたので、こちらでも切ってまいりたいと思います。「削減が求められており」は「強く」ぐらいを入れたらどうかなと思います。「強く求められている」と。要するに、機器の老朽化による発生の原因があるものと、改善努力によって、現場の人たちの努力で何とか

改善できる面もありますので、それを分けるというほうがいいのではないかなと個人的にも思います。

それから、「その他」のところでいかがでしょうか。表彰制度の多様化とか、そういうことも少し「その他」のところで挙げておいていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。評価ということには当たらないのかもしれませんがね。

それから、研修などによる効果をどう客観的に評価するかということと、あとは表彰制度の多様化ですね。表彰件数があまりにも少ないのではないかというご指摘が確かにありましたので、もう少し多様化して、あるいは部署単位とか、あるいは直属の方の評価のあり方とか、細かいことを言いますといろいろあると思いますけれども、そんなところかなと思います。

ほかに何かご意見があれば、この際ですからお伺いします。いかがでしょうか。

**【国土交通省】** 中期の最後の総合的な評定のところですが、年度評価と違うところは、先ほどは点数でカウントして合計点を出して、自動的に年度の評価はついたのですけれども、こちらの中期につきましては、まず上の段にS SからCの項目数がありますが、こちらは全部で15項目ありました。ただいまのご審議の結果、Sが5項目でAが9項目、Bが1項目という形で、ここは変わりございません。

それで、一番下の総合評定につきましては、これらの評価を踏まえて、大づかみにつけていただく。要は公式で出てくるわけではなくて、これらを見ながら大づかみに評価していただくということに指針はなっております。また、その際、仮にこの総合評定がS SとかSの場合につきましては、その理由については別途詳細なものをまとめて、この分科会の親委員会である総会がございしますが、こちらに提出をする必要もあるというところが、ことしの3月に出された基本指針に書かれてございます。

**【分科会長】** いかがでしょうか。そうすると、これを選ばなきゃいけないのですけれども、SかAか、どちらかということになりますね。

**【国土交通省】** その場合、単純にいきますとAが一番分布が多いですから、Aをつけるのが基本という感じなのかもしれません。

**【分科会長】** いかがでしょうか。

**【委員】** やはり自主改善努力みたいなものをもうちょっと評価したほうがいいのじゃないかという気が僕はします。だから、Sでもいいかなと思います。

**【分科会長】** ただ、自主改善努力というのが、評価の重みとしてはどうなのでしょう

か。要するに、中期目標に定められたものではない、その過程で発生した自主的な努力と  
いうことですが、それをどういうふうな位置づけで評価するかということですね。

【委員】 義務上はないとおっしゃっているわけで、多分ないと思うのですね。

【分科会長】 新しい、第2期の評価項目としてそういうものがあると、非常に評価と  
して我々はやりやすいと思いますけれども。

【委員】 自主改善努力をしたということ自体に非常に意味があるのじゃないかと思う  
のですね。だから、何がしかそういうことを評価したほうがいいのじゃないか。それは意  
見かもしれないのですが。

【国土交通省】 自主改善努力というものも含めて、総合的に全体の評定をしていたら  
ければ、大久保委員がおっしゃるような意味で、その取り組みの評価が非常に高いとい  
うことであれば、そこをプラスして、全体はAが中心でございますが、Sということもあ  
り得るのかなとは思いますが。

【委員】 厳しい言い方をすると、自主改善努力をするというのは、何か活動する上  
では当たり前の行為ではないのでしょうか。これは意見ではなく質問ですけども、計画で  
は見つからなかったことが日常生活の中で出てきたら、それに対応していく姿というのは、  
働く人間として当然のような気がするのですけれども。

【委員】 だから、普通は目標値がありますね。目標の数値があって、それに対して達  
成できないときには、新たな方策を入れて目標を達成するのだから、新たな方策というの  
は自主改善努力だと思うのですね。だから、おっしゃるとおりだと思います。

【分科会長】 その辺は分かれるところだと思いますのと、私がちょっとやはりひっか  
かりますのは、Bが一つあって、これがかなりユーザーといいますか、受検者の立場から  
するとマイナスの要素かなという気がしてしまっていて、これをどういうふうに重みづけす  
かということもちょっと悩ましいですね。

【委員】 褒めて伸ばすという視点からいくと、Sを差し上げたい気持ちがすごくある  
のですけれども、やはりこのBの部分がユーザーにとってもものすごく重要な部分なので、  
そこを無視してSというのは、ちょっと厳しいかなという気がいたします。

【委員】 ここでSをつけちゃうと、何か全体の評価自身がすごく甘く見られる可能性  
があるかなということで、むしろ、次回にぜひSをとっていただきたいという期待を込め  
て、Aのほうがいいかなという気がします。

【分科会長】 そうですね。いかがでしょうか。全体としてそういう傾向でまとめさせ

ていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【委員】 結構です。

【分科会長】 それでは、Aという評価にさせていただきたいと思います。

【委員】 戻って恐縮ですが、分科会長試案の課題・改善点のところ、「第2期中期目標期間においては第1期中期目標以上の職員削減や経費面での効率化が求められている」というのは、今後やはり職員削減も求められているのですか。

【国土交通省】 そうです。第1期よりは人数的に。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ですから、その一方で事故の削減とか閉鎖時間の短縮、そういったものが求められているわけですね。

【委員】 いや、別々にそういうものがあるというのが何となく理解しにくいなという気がしたのですが。人員の削減は人員の削減として求めてもらって、ストップはストップでまた別に決まっているというのなら——全体として何かという議論があるのかなという意味ですけれども。

【分科会長】 それはいかがですか。全体としてというのは、もう少し具体的におっしゃっていただくと。

【委員】 よくしようとすれば、当然人も要るしお金も要るわけですね。だけれども、それを別々にこういう目標値を決めていくというのは、非常に理解できにくいなという意味です。

【分科会長】 なるほど。さっきの機器類の更新なんかもそうですね。相矛盾する面がありますね。トラブルを抑制しようとすれば、古い機器は新しいものに置きかえるということですが、それはやはり、人的な努力でやるということにも限界があると思いますので。

【国土交通省】 このあたりの人件費の削減などについては、各法人、政府全体として共通の取り組みという形ですので、ある意味一つの条件といいますか、そういう形になっておまして、そういう前提条件の中で、あとは個々の法人についての業務の効率化もやっていますというところがありますので、トータルとして見るという点もあるかと思うのですが、まずここは最低限やってもらわないといけないというところは一つ

【委員】 そこが先あって、ほかの条件で調整するとおっしゃっているわけですね。わかりました。

【分科会長】 かなり大枠として、各法人に求められている共通の枠なんですね。

【委員】 それはよくわかるのです。わかりました。

【自動車検査法人】 私が言うことではないとは思いますが、政府全体の方針の中でこういうことが求められているということが載っていればわかると思うのですが、これだけを読むと非常に唐突で、不思議だなという感じがします。

【分科会長】 この法人だけが求められているような錯覚を与えるかもしれませんね。ちょっとそれは追記していただければと思います。基本的な方針ですから。

それでは、Aという総合評価でさせていただきたいと思いますが、今出していただいたご意見を少し整理していただいて、追記する事項があればそのようにさせていただいて、それを私どもにお任せいただいて、最終的に仕上げたいと思っておりますので、ご了承いただければ幸いです。

それでは、時間をオーバーいたしましたけれども、これで終わりにさせていただきますので、事務局へお返しいたします。

【国土交通省】 ありがとうございます。

本日の結果の取り扱いについて簡単にご説明しますと、年度評価につきましては、後日、分科会長より国交省の評価委員会の木村委員長に報告をしていただきまして、ご了承いただいた後に確定するという形になっておりますが、中期の評価につきましては、分科会の結果を踏まえて、総会で審議されますので、本日の結果をまとめて総会に諮るという形になりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございますが、何かほかにごありますか。

【分科会長】 欠席された2人の委員にも簡単に、この結果だけでもご報告しておいていただければと思います。

【国土交通省】 わかりました。

それから、資料ですけれども、分量が多くあり、後日でよろしければ郵送いたしますので、机の上に置いておいていただければと思います。

それでは、長い時間どうもありがとうございました。以上をもちまして第8回自動車検査分科会を終了いたします。

— 了 —